

3 地域再生計画における申請手続の簡素合理化

勸 告	説明図表番号
<p>(地域再生計画の認定手続等のワンストップ化)</p> <p>平成 26 年 11 月に、地域再生法の一部改正により、認定・提出手続をワンストップ化する制度を設け、地方公共団体が地域再生計画と関連する複数の計画を一体的に作成しやすくするとともに、事務負担の軽減を図っている(以下、この改正を「平成 26 年 11 月改正」という。)</p> <p>① 認定手続のワンストップ化</p> <p>地方公共団体が、以下の i) から iii) までの計画に基づく事業及び措置を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣から当該地域再生計画の認定を受けたときに、当該地域再生計画と一緒に作成した以下の 3 計画も認定又は同意の効力が発生する。また、計画変更の際の手続もこれと同じとされている。</p> <p>i) 中心市街地活性化基本計画(内閣総理大臣認定の効力)</p> <p>ii) 構造改革特別区域計画(内閣総理大臣認定の効力)</p> <p>iii) 産業集積形成等基本計画(主務大臣(経済産業大臣等)の同意の効力)</p> <p>上記のワンストップ化の制度を活用して、平成 28 年 3 月までに中心市街地活性化基本計画 4 計画及び構造改革特別区域計画 1 計画が地域再生計画とともに認定されている。</p> <p>② 提出手続のワンストップ化</p> <p>地方公共団体が、地域再生計画と以下の i) から vii) までの計画を一緒に作成した場合、これらの計画を、内閣総理大臣に地域再生計画と併せて提出することができることとされている。また、提出を受けた内閣総理大臣は遅滞なく関係行政機関の長にその写しを送付することとされ、その場合、以下の 7 計画が関係行政機関の長に提出又は送付があったものとみなすこととされている。また、計画変更の際の手続もこれと同じとされている。</p> <p>i) 都市再生整備計画(国土交通大臣への提出)</p> <p>ii) 立地適正化計画(国土交通大臣への提出)</p> <p>iii) 地域住宅計画(国土交通大臣への提出)</p> <p>iv) 農山漁村活性化計画(農林水産大臣への提出)</p> <p>v) 広域的地域活性化基盤整備計画(国土交通大臣への提出)</p> <p>vi) 地域公共交通網形成計画(国土交通大臣及び総務大臣への送付)</p> <p>vii) 観光圏整備計画(国土交通大臣及び農林水産大臣への送付)</p>	<p>表 3-①</p>
<p>なお、平成 26 年 11 月改正前においても、「地域再生基本方針の一部変更について」(平成 19 年 12 月 7 日閣議決定)において、地方公共団体が同一の区域において、地域再生基本方針に定める地域再生計画と連動した支援措置のほか、「構造改革特別区域基本方針」(平成 15 年 1 月 24 日閣議決定)に</p>	<p>表 3-②</p>

定める特例措置及び中心市街地活性化基本方針に定める特別の措置の活用をする場合は、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請することができる」とされていた。

しかし、次のとおり、地域再生計画に関連する事業及び措置を記載し、地域再生計画と一緒に作成する計画の中で、地域雇用創造計画については認定手続及び提出手続のワンストップ化の対象となっていない。

(地域再生計画と地域雇用創造計画の関係)

地方公共団体が、認定地域再生計画に基づく中核的な支援施策の一つとなっている地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）第 10 条に基づく地域雇用開発のための事業（注 1）を行うに当たっては、同法第 6 条に基づく地域雇用創造計画を作成し、厚生労働大臣の同意を得る必要がある。

このため、地域雇用開発のための事業を実施するためには、内閣総理大臣による地域再生計画の認定及び厚生労働大臣による地域雇用創造計画の同意の双方が必要となっている。

また、地域雇用創造計画においても、厚生労働大臣の同意を得て、地域雇用開発促進法に基づき国から受けられる支援措置は、地域雇用開発のための事業の委託のみである。

さらに、この地域の活力の再生を行う地域再生計画と地域雇用創造計画に基づく事業の関係について、地域雇用開発促進法第 14 条では、国は、同法に基づく地域雇用開発のための事業の委託等の措置と別に講ぜられる地域の活力の再生を推進するための措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする」とされている。

（注 1）事業開始年度別に次のとおりとなっている。

- ① 「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」（平成 17 年度～18 年度）
- ② 「地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」（平成 19 年度～23 年度）
- ③ 「実践型地域雇用創造事業」（平成 24 年度以降）

（注 2）「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」の対象地域については、同意雇用機会増大促進地域（地域雇用機会増大計画を作成し厚生労働大臣の同意を得た地域）又は、事業実施の直近 1 年間の有効求人倍率が 1 倍未満の地域とされ、後者の場合は、地域雇用創造計画の厚生労働大臣の同意が不要となっていた。

(ワンストップ化の対象とならなかった理由)

平成 26 年 11 月改正の際に、地域雇用創造計画の同意手続をワンストップ化の対象としなかった理由について、内閣府は、平成 26 年 11 月改正の際に、地域雇用創造計画を含めて認定手続及び提出手続のワンストップ化の余地があると思われる計画の制度を所管する省庁にその可否について照会したところ、厚生労働省から、以下の①及び②の理由により困難との回答があっ

表 3-③

<p>たためとしている。</p> <p>① 地域雇用創造計画の同意に当たっては、都道府県労働局に設置される地方労働審議会の意見を踏まえる必要があること。</p> <p>② 計画同意前のみならず同意後の事業の実施段階や中間評価の段階などに厚生労働省（都道府県労働局及び公共職業安定所）が指導・助言を行っており、計画の同意協議に係る提出窓口が内閣府になれば混乱が生じるおそれがあること。</p> <p>今回、地域雇用開発のための事業を活用した地域再生計画の記載内容の類似性、マネジメント、手続等を調査した結果、次のとおりの状況がみられた。</p> <p>ア 地域再生計画と地域雇用創造計画の記載内容等の類似性</p> <p>地域再生計画と地域雇用創造計画の法定の記載事項及び今回当省が調査した両計画の記載事項等の比較を行ったところ、次のとおり類似する点が多くみられた。</p> <p>(7) 法定の記載事項</p> <p>地域再生計画は、地域再生法第5条第2項から第4項まで並びに地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第2条及び別記様式第1において、地域雇用創造計画は地域雇用開発促進法第6条第2項及び第3項において、それぞれ、次の事項を計画書に記載する、又は記載するよう努めることとされており、両計画では記載事項が重複している。</p> <p>① 地域再生計画 区域、目標、事業、計画期間等</p> <p>② 地域雇用創造計画 区域、地域重点分野、地域雇用開発を促進するための方策、計画期間、雇用動向、目標等</p> <p>また、内閣府が作成している「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」（平成27年12月14日内閣府地方創生推進室）では、実践型地域雇用創造事業を活用した地域再生計画の記載に当たっては、地方公共団体が厚生労働省に提出した同事業の「事業構想」の該当部分を抜き出して記載しても構わないとしている。</p> <p>(イ) 調査した計画の記載事項</p> <p>今回、地域雇用開発のための事業を活用した地域再生計画20計画を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>① 地域雇用創造計画の内容を把握できた9計画について、両計画の記載内容を比較したところ、区域及び計画期間はいずれも同じであった。</p> <p>また、指標及びその目標値についても9計画中7計画でほぼ共通し</p>	<p>表3-③（再掲）、④、⑤</p> <p>表3-③（再掲）</p> <p>表3-⑥</p> <p>表3-⑦、⑧</p> <p>表3-⑨</p> <p>表3-⑩-i～ix</p> <p>表3-⑩-ii～</p>
--	---

<p>ていた（注1）。</p> <p>② 事業（地域再生計画）と地域雇用開発を促進するための方策（地域雇用創造計画）の記載内容について、一部異なっていたが、いずれも地域経済の活性化、雇用機会の創出を図るものであり、地域再生計画・地域雇用創造計画の双方に記載することに差し支えのない内容であった（注2）。</p> <p>（注1） 9計画9計画とも共通した指標（例：雇用者数）を設定しているが、加えて、</p> <p>① うち2計画は、地域再生計画において、地域雇用創造計画にはない指標（市独自の事業実施による就職者数、有効求人倍率等）を設定していた。</p> <p>② うち7計画は、地域再生計画において、地域雇用創造計画で設定されている事業の利用者数を設定していなかった。</p> <p>今回、地域における雇用機会の創出（地域再生計画）、地域における雇用創造といった制度の主旨に鑑み、①の2計画については共通していないと整理したものの、②の7計画については、事業の利用者数は雇用機会の創出等という目標を達成するための中間的な目標であるため、「ほぼ共通」と整理した。</p> <p>なお、上記のほか両計画では指標は一致するものの目標値が一致しないものが4計画あるが、厚生労働省は、目標値の違いは現存する両計画書の作成時点の違いによるものであり、同時期に作成された計画で同じ地域雇用開発のための事業を活用したものであれば、本来は一致するものとしているため、同じものと整理した。</p> <p>（注2） 9計画9計画ともに、地域雇用創造計画では、地域再生計画に記載のない、地域雇用開発のための事業以外の国の支援施策（例：地域雇用開発助成金、地域創業助成金、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく各種支援制度等）を活用した事業が記載されている。</p> <p>なお、注1なお書きのとおり、時点の違いにより地域雇用開発のための事業等が一致しないものが5計画あるが、同じものと整理した。</p>	<p>vii、ix（再掲）</p> <p>表3-⑩-i～ix（再掲）</p> <p>表3-⑩-i、viii（再掲）</p> <p>表3-⑩-i～iv、vi、viii、ix（再掲）</p> <p>表3-⑩-ii、v～vii（再掲）</p> <p>表3-⑩-i～ix（再掲）</p> <p>表3-⑩-i、ii、v、vii、ix（再掲）</p>
<p>イ 計画のマネジメント等</p> <p>今回、地域雇用開発のための事業を活用した地域再生計画及び地域雇用創造計画を調査した結果、次のとおり、両計画を一体的に作成、運用した方が適切な計画のマネジメントが行われるとみられる例があった。</p> <p>① 地域再生計画と地域雇用創造計画で同じ指標と目標値を設定し、計画期間途中で当該目標値を変更しているにもかかわらず、地域雇用創造計画のみを変更し（注）、地域再生計画は変更しておらず、目標値の変更について認定を行った内閣府に申請・情報提供されていないものが2計画</p> <p>② 地域再生計画の支援措置として地域雇用開発のための事業のみを活用した計画について、地域雇用開発のための事業は、同事業の実績報告により事後評価をしているが、同事業以外の事業も含めた地域再生計画</p>	<p>表3-⑩</p>

<p>全体の事後評価は実施していないため、地域再生計画にのみ設定した指標の評価値を測定しておらず、地域再生計画全体の効果の発現状況を把握したものとなっていないものが3計画</p> <p>(注) 地域雇用創造計画では、厚生労働省が地方公共団体に対して参考送付した「地域雇用開発促進法に基づく地域雇用創造計画に係る計画案の送付について(参考送付)」(平成19年8月1日付け厚生労働省職業安定局事務連絡)において、地域雇用開発のための事業に係る事業実施計画等で目標値を変更した場合には、同事業実施計画による変更後の目標値を本計画の目標値とみなす旨の規定を定めることが望ましいとされ、本事例では、当該事務連絡を受けて当該みなし規定を定めており、計画期間途中で事業実施計画等で目標値を変更している。</p>	<p>表3-⑦(再掲)</p>
<p>ウ 地域再生計画の認定手続及び地域雇用創造計画の同意手続</p> <p>内閣総理大臣による地域再生計画の認定手続と厚生労働大臣による地域雇用創造計画の同意手続は、次のとおりである。</p> <p>(7) 地域再生計画の認定手続</p> <p>地域再生基本方針5の3)③において、地域再生法第5条第4項に掲げる記載事項が記載されている場合のほか、当該基本方針で定める支援措置を活用して行う事業が記載されている場合、内閣総理大臣は、地域再生計画の認定(又は変更)に際し、当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意を得ることとされており、地域雇用開発のための事業を活用した地域再生計画を認定しようとするときは、内閣府は厚生労働省に同意を求めている。当該同意を求められた厚生労働省は、別途地方公共団体から同意の求めがあった地域雇用創造計画と内閣府から同意の求めがあった地域再生計画との間に齟齬(そご)を来していないかなどの観点で確認しているとしている。</p> <p>なお、地域再生計画と連動した支援措置が地域雇用開発のための事業のみである場合は、内閣府が認定に当たって同意を求める行政機関は厚生労働省のみとなっている。</p>	<p>表3-①、③(再掲)</p>
<p>(4) 地域雇用創造計画の同意手続</p> <p>地域雇用開発促進法第6条第6項において、市町村等から地域雇用創造計画の同意の求めがあった場合には、厚生労働大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県労働局に置かれる審議会の意見を聴かなければならないとされており、厚生労働省は、地域雇用創造計画の同意を行う際には、内閣府等7行政機関に協議している。当該協議を受けた内閣府は、地域再生計画の確認を踏まえて変更した点を地域雇用創造計画に反映するよう指摘するなど、両計画の整合性を中心に確認を行っているとしている。また、厚生労働省は、並行して都道府県労働局に置かれる地方労働審議会の意見聴取の手続を行っている</p>	<p>表3-③(再掲)</p>

としている。

(ウ) 手続の効率化の検討等

上記(ア)及び(イ)のとおり、内閣府と厚生労働省は、認定又は同意を行うに当たって、お互いに事前に協議や同意の求めを行い類似する書類をそれぞれ確認している現状にある。これらの計画書を一本化して、認定手続をワンストップ化することによる事務効率化のメリットは、地方公共団体のみならず、国においても享受できるものと考えられる。

一方、平成26年11月改正で認定手続がワンストップ化された3計画と比較して、地域雇用創造計画の同意については、あらかじめ地方労働審議会の意見を聴取する必要があるといった相違点がみられる。また、平成26年11月改正においては、認定手続がワンストップ化された3計画と地域再生計画の計画書は一本化されていない。これらのことから、内閣府及び厚生労働省は、認定手続のワンストップ化や計画書の一本化は、法制的な面も含めて、検討する必要があるとしている。

エ 調査対象とした地方都市からの意見

今回、調査対象とした地方都市から、次のような意見があった。

- ① 地域雇用開発のための事業を実施する場合、地域再生計画の認定申請及び地域雇用創造計画の同意の求めの前に、あらかじめ地域雇用開発のための事業の構想を記載した書類を厚生労働省に提出することになっており、その際には、地域雇用創造計画の案及び地域再生計画の案も提出している。これら三つの書類は、内容がほぼ同一であり、重複感がある。
- ② 地域雇用創造計画を地域再生計画に読み替えることにより作成すべき書類を減らすことや、両計画の申請・協議窓口を一本化するなどの申請事務の効率化を図ってほしい。

【所見】

したがって、内閣府及び厚生労働省は、関係府省が一体となって意欲ある地方公共団体の主体的な取組を総合的に支援する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

地域再生計画と地域雇用創造計画について、一体的に作成できるよう計画書の書式を統一化するなどできる限り書類等の簡素合理化を図り、協議等を要しない計画変更の際も府省相互で情報共有する仕組みを設けた上で、更なる手続の簡素合理化の検討を進め、その結果を踏まえ所要の措置を講ずること。

表 3-① 地域再生計画の認定手続のワンストップ化に関する規定等

○ 地域再生法の一部を改正する法律案に係る趣旨説明（第 187 回国会地方創生に関する特別委員会第 2 号（平成 26 年 10 月 14 日））（抜粋）

次に、地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

地域再生は、地域の知恵を生かした自主的、自立的な取り組みを国が支援することにより、我が国の活力の源泉である地域の活力を再生しようとするものであり、これまで、全国各地で創意工夫にあふれるさまざまな取り組みが行われてまいりました。

政府としては、少子高齢化が進展し、人口の減少が続く中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、地域産業の成長及び雇用の維持、創出を早急に対応すべき重要課題として位置づけ、地域の活性化に取り組む地方公共団体の声を聞きつつ、国の地域活性化施策の制度改善に向けた所要の検討を行ってまいりました。

今般、これらの検討結果に基づき、地域活性化関連の計画の認定等について手続のワンストップ化を可能とするほか、地方公共団体からの提案等に対して内閣総理大臣が一元的に対応するとともに、地方公共団体の要請に応じて内閣総理大臣が関係省庁間を調整する等の措置を講ずることにより、関係省庁が一体となって、意欲ある地方公共団体の主体的な取り組みを総合的に支援するため、この法律案を提出する次第であります。

○ 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（地域再生計画の認定）

第5条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項

三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 地域再生計画の目標

二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの

(1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業

(2) 移住及び定住の促進に資する事業

(3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

(4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業

(5) (1) から(4)までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

ロ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設の整備に関する事業であって次に掲げるもの

(1) 道路、農道又は林道であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業

(2) 下水道、集落排水施設又は浄化槽であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業

(3) 港湾施設及び漁港施設であって政令で定めるものを総合的に整備する事業

二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。）が法人からの寄附（当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）を受け、その実施状況に関する指標を

- 設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの（第十三条の二において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関する事項
- 三 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第十四条第一項において「地域再生支援貸付事業」という。）であって銀行その他の内閣府令で定める金融機関（以下単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項
- 四 地域における特定政策課題の解決に資する事業（第一号に規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第十四号に規定する事業を除く。）であって次に掲げるもの（次項及び第十項において「特定地域再生事業」という。）に関する事項
- イ 地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であって金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの
- ロ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであって地方公共団体、第十九条第一項の規定により指定された地域再生推進法人（同項を除き、以下単に「地域再生推進法人」という。）、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの
- ハ 老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業
- 五 地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの（第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という。）以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。以下「特定業務施設」という。）を整備する事業（以下「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」という。）に関する事項
- 六 集落生活圏（自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）を含む一定の地域をいい、市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域をいう。第十七条の七第七項において同じ。）その他政令で定める区域を除く。以下同じ。）において、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点（以下「地域再生拠点」という。）の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業であって、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項
- 七 前号に規定する事業と一体的に推進する事業であって、地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者をいう。第十七条の十三において同じ。）が行うものに関する事項
- 八 生涯活躍のまち形成地域（人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条

件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。以下同じ。)において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業（以下「生涯活躍のまち形成事業」という。）に関する事項

九 遊休工場用地等（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第一項に規定する実施計画に従って整備された同法第四条第二項第二号に規定する工場用地等のうち、同法第二条第二項に規定する工業等（以下この号及び第十七条の二十六において単に「工業等」という。）の導入に通常要する期間を勘案して内閣府令で定める期間以上の期間工業等の用に供されていないものをいう。以下この号において同じ。）に、工業等以外の産業であって、当該遊休工場用地等の存する農村地域（同法第二条第一項に規定する農村地域をいう。以下この号において同じ。）における産業の現状その他の事情に照らして、当該農村地域における安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項

十 地域における農林水産業の振興に資するものとして政令で定める施設（以下「地域農林水産業振興施設」という。）を整備する事業に関する事項

十一 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第二項に規定する特定事業（同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（第十一項及び第十七条の三十において単に「構造改革特別区域計画」という。）が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十二 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置（同条第一項に規定する基本計画（第十七条の三十一において「中心市街地活性化基本計画」という。）が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十三 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業（同条第一項に規定する基本計画（第十七条の三十二において「産業集積形成等基本計画」という。）が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項

十四 地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

5～10 (略)

11 地方公共団体は、第四項第十一号に規定する事業が記載された地域再生計画について第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、構造改革特別区域法第四条第七項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する意見の概要（同法第四条第五項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）の提案を踏まえた構造改革特別区域計画に係る事業が記載された地域再生計画についての当該認定の申請をする場合にあっては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならない。

12～15 (略)

16 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 地域再生基本方針に適合するものであること。

二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

17 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、地域再生本部に対し、意見を求めることができる。

18 内閣総理大臣は、地域再生計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第十六項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（第三十五条を除き、以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

19 内閣総理大臣は、第十六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(都市再生整備計画等の提出)

第6条の2 地方公共団体は、第五条第一項の規定による認定の申請をしようとするときは、併せて別表の上欄に掲げる計画を提出することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があったときは、当該計画の実施が地域再生計画の実施による当該地域における地域再生の実現に与える影響を考慮して、第五条第十六項の認定を行うものとする。

3 第一項の規定による別表の上欄に掲げる計画の提出があったときは、当該計画の提出を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、それぞれ同表の中欄に掲げる大臣にその写しを送付するものとする。

4 別表の中欄に掲げる大臣が前項の規定による同表の上欄に掲げる計画の写しの送付を受けたときは、それぞれ当該計画について同表の下欄に掲げる提出又は送付があったものとみなす。

(構造改革特別区域計画の認定の手続の特例)

第17条の30 第五条第四項第十一号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る構造改革特別区域計画について構造改革特別区域法第四条第九項の規定による認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなす。

(中心市街地活性化基本計画の認定のの特例)

第 17 条の 31 第五条第四項第十二号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画について中心市街地の活性化に関する法律第九条第十項の認定 (同法第十一条第一項の規定による変更の認定を含む。) があったものとみなす。

(産業集積形成等基本計画の同意の特例)

第 17 条の 32 第五条第四項第十三号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る産業集積形成等基本計画について企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第五条第五項の規定による同意 (同法第六条第一項の規定による変更の同意を含む。) があったものとみなす。

別表 (第六条の二関係)

都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号) 第四十六条第一項の規定により作成した都市再生整備計画	国土交通大臣	同法第四十七条第一項の規定による提出
都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により作成した立地適正化計画 (同条第二項第四号に掲げる事項 (同法第四十六条第一項の土地の区域における同条 第二項第二号又は第三号に掲げる事業又は事務であって市町村又は同条第三項に規定する特定非営利活動法人等が実施するものに係るものに限る。) が記載されているものに限る。)	国土交通大臣	同法第八十三条第一項の規定による提出
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 (平成十七年法律第七十九号) 第六条第一項の規定により作成した地域住宅計画	国土交通大臣	同法第七条第一項の規定による提出
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成十九年法律第四十八号) 第五条第一項の規定により作成した活性化計画	農林水産大臣	同法第六条第一項の規定による提出
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律 (平成十九年法律第五十二号) 第五条第一項の規定により作成した広域的地域活性化基盤整備計画	国土交通大臣	同法第十九条第一項の規定による提出
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成十九年法律第五十九号) 第五条第一項の規定により作成した地域公共交通網形成計画 (当該地域公共交通網形成計画の変更があったときは、その変更後のもの)	国土交通大臣 及び総務大臣	同法第五条第八項 (同条第十項において準用する場合を含む。) の規定による送付
観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促	国土交通大臣	同法第四条第七項

<p>進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第四條第一項の規定により作成した観光圏整備計画（当該観光圏整備計画の変更があったときは、その変更後のもの）</p>	<p>及び農林水産大臣</p>	<p>（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による送付</p>
---	-----------------	--------------------------------------

（注）下線は当省が付した。

表3-② 地域再生基本方針の一部変更について（平成19年12月7日閣議決定）新旧対照表（抜粋）

改正案	現行
<p>3 地域再生計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 地域再生計画の認定手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域再生計画の記載事項</p> <p>地域再生計画の記載事項は、法第5条第2項及び第3項並びに内閣府令で定めるとおりである。なお、同条第3項第4号イ、ロ又はハの事業として記載できる事項は、それぞれ法第21条第2項の交付金の種類ごとに定める施設の範囲に限るものとする。</p> <p>また、法第5条第2項第3号に掲げる事項には同条第3項各号に定める事項のほか、5)に定める支援措置を活用して行う事業を記載することができる。</p> <p>このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。</p> <p>イ 地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定しているものであること。</p> <p>ロ 法令等を遵守しているものであること。</p> <p>ハ 目標を達成するために行う事業が効率的なものであること。</p> <p>なお、地方公共団体が、同一の区域において、地域再生基本方針に定める支援措置のほか、構造改革特別区域基本方針別表1に定める特例措置、中心市街地活</p>	<p>3 地域再生計画の認定に関する基本的な事項</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 地域再生計画の認定手続</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域再生計画の記載事項</p> <p>地域再生計画の記載事項は、法第5条第2項及び第3項並びに内閣府令で定めるとおりである。なお、同条第3項第4号イ、ロ又はハの事業として記載できる事項は、それぞれ法第21条第2項の交付金の種類ごとに定める施設の範囲に限るものとする。</p> <p>また、法第5条第2項第3号に掲げる事項には同条第3項各号に定める事項のほか、5)に定める支援措置を活用して行う事業を記載することができる。</p> <p>このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。</p> <p>イ 地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定しているものであること。</p> <p>ロ 法令等を遵守しているものであること。</p> <p>ハ 目標を達成するために行う事業が効率的なものであること。</p> <p>なお、地方公共団体が、同一の区域において、地域再生基本方針に定める支援措置及び構造改革特別区域基本方針別表1に定める特例措置の双方を活用す</p>

<p>性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等の措置を活用する場合は、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。</p>	<p>る場合は、両措置を併記した計画を作成し、認定を申請することができるものとする。</p>
---	--

(注) 下線は当省が付した。

表 3-③ 地域再生計画と地域雇用創造計画の関係

<p>○ 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）</p>
<p>2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針</p>
<p>1) 地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域に共通する主要な政策課題の解決に資する取組の推進</p> <p>イ 特定政策課題の解決に資する取組の支援</p> <p>全国の地域に共通する重要課題である特定政策課題の解決に資する取組を推進するためには、地域の自立的・自主的な取組を尊重した上で、国が重点的かつ総合的な支援を行う必要がある。</p> <p>このため、特定政策課題の解決に資する取組に対し、国が重点的かつ総合的に支援するとともに、課題解決モデルを提示することにより、地域の知恵と工夫の競争をいかした取組を支援する。</p> <p>ロ 各種プログラムの推進</p> <p>地域に共通する主要な政策課題に対する自主的・自立的な取組を推進するためには、国の地域活性化に係る施策を地域にとって選択・利用しやすいメニューとして体系化し、地域が各種施策を組み合わせ活用することができるようにすることが効果的である。</p> <p>このため、これまでに地域再生本部において決定された「地域の知の拠点再生プログラム」、「地域の雇用再生プログラム」、「地域のつながり再生プログラム」、「地域の再チャレンジ推進プログラム」、「地域の交流・連携推進プログラム」、「地域の産業活性化プログラム」及び「地域の地球温暖化対策推進プログラム」を推進する。その際、地域においてこれらのプログラムを推進する上で、各種施策の選択・利用が容易になるように、別表においてこれらのプログラムと地域再生計画に連動する施策との関係を明示する。</p>
<p>5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項</p>
<p>1)・2) (略)</p> <p>3) 地域再生計画の認定手続</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 地域再生計画の記載事項</p> <p>イ 地域再生計画の記載事項は、法第 5 条第 2 項から第 4 項まで及び内閣府令で定めるとおりである。</p> <p>ロ 法第 5 条第 4 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項に係る事業を記載する場合にあ</p>

っては、認定申請をしようとする地方公共団体の地方版総合戦略に当該事業が位置付けられている必要がある。この場合において、地方公共団体が共同して認定申請をしようとするときは、当該共同して認定申請をしようとする地方公共団体（港務局にあっては、当該港務局を設立した地方公共団体）全ての地方版総合戦略に当該事業が位置付けられている必要がある。

ハ 法第5条第4項第1号ロに掲げる事業を記載する場合にあっては、同号イの地方創生事業その他の政策効果を高めるためのソフト事業と連携・組合せをするよう努めるものとする。

ニ 法第5条第4項第5号に掲げる事項を記載する場合にあっては、都道府県が単独で又は都道府県と市町村が共同で、次に掲げる事業に応じて、地方活力向上地域をそれぞれ設定するものとする。

a. 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域として、事業者の本社機能の移転又は強化の円滑な実施を図るため、以下のような事業環境の整備が一体的に行われる地域であることとする。

i) 用地・施設の整備状況に関する情報の開示

ii) 事業者の本社機能の移転又は強化に関する手続に係るワンストップ窓口の設置

iii) 事業者の本社機能の移転又は強化に係る人材育成・人材確保施策の実施

iv) 事業者の本社機能の移転又は強化を図るための独自の助成措置や規制緩和等の実施

v) その他の事業者の本社機能の移転又は強化を促進するための取組

なお、地域の設定に当たっては、地域の事業環境の整備状況や地域産業の特性、都道府県及び市町村が実施する支援措置や事業内容等に応じて、地域再生計画の目標を達成するために効率的かつ効果的な地域を適切に定めることとする。

b. 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

都市機能の集積や地域連携等の状況を勘案しつつ、内閣府令第29条に掲げる要件の全てに該当する地域であることとする。

なお、近接する複数の市町村にまたがる地域を設定する場合の同条第1号の要件については、特に次のいずれかを満たすことを前提として地域を定めることとする。

i) 鉄道や幹線道路の同一沿線上であるなど主要な交通施設の整備が一体的に進められていることが認められる地域であること

ii) 広域都市計画区域を設定しているなど一体的な都市整備が進められていることが認められる地域であること

ホ また、法第5条第2項第2号に掲げる事項には同条第4項各号に定める事項のほか、6)に定める支援措置を活用して行う事業を記載することができる。

ヘ このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。

- a. 法令等を遵守しているものであること
- b. 地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること

なお、法第5条第3項で定める地域再生計画の目標を定める場合には1の「地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定するものとする。

ト また、地方公共団体が、地域再生基本方針に定める支援措置のほか、構造改革特別区域基本方針別表1に定める特例措置を活用する場合は、当該特例措置を記載した構造改革特別区域計画を、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等を活用する場合は、当該措置を記載した中心市街地活性化基本計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。

④ 関係行政機関の長の同意等

内閣総理大臣は、認定の申請があった地域再生計画に法第5条第4項各号に掲げる事項が記載されている場合のほか、③ホに基づき6)に定める支援措置を活用して行う事業が記載されている場合においても、地域再生計画の認定（その変更を含む。以下同じ。）に際し、当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意を得るものとする。

関係行政機関の長の同意は、期限を付して文書により求めるものとする。関係行政機関の長は、期限までに同意又は不同意の回答を行うものとする。

関係行政機関の長が不同意をする場合には、具体的な理由を付するものとする。この場合において、内閣総理大臣は当該地域再生計画の認定の判断を行うに当たって、当該地域再生計画を作成した地方公共団体及び関係行政機関から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

関係行政機関の長は、同意する場合にあっては、当該地域再生計画の認定に当たって条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができるものとする。

⑤ (略)

4)・5) (略)

6) 地域再生計画と連動した支援措置

① 支援措置の活用について

イ 地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策（以下「連動施策」という。）による支援措置（「5）地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」を含む。）は別表のとおりである。

ロ これらの支援措置を活用する旨が明示されている地域再生計画については、3)④により、認定に際して、内閣総理大臣は関係行政機関の長の同意を得ることとする。

ただし、国庫補助を伴う支援措置について、当該支援措置に係る交付決定が既に行われており、単に関連事業として記載されている場合にあっては、当該支援措置に係る部分については認定の効果はなく、内閣総理大臣は当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意は求めないこととする。また、認定地方公共団体が、活用する支援措置を追加しようとする場合にあっては、計画の変更認定の申請を

行うこととし、内閣総理大臣は当該変更認定に際して、関係行政機関の長の同意を得ることとする。

ハ これらの連動施策以外の施策を活用した事項・事業を地域再生計画に記載することは可能であるが、この場合も当該事項・事業の実施について認定の効果はないため、当該事項・事業に関して関係行政機関の長の同意は求めないこととする。当該事項・事業の実施に当たっては、地方公共団体において別途関係行政機関との所要の調整を行う必要がある。

別表（地域再生計画と連動する施策）

（※1）プログラム分類の欄について、「雇用再生」は地域の雇用再生プログラム、「つながり」は地域のつながり再生プログラム、「再チャレ」は地域の再チャレンジ推進プログラム、「交流連携」は地域の交流・連携推進プログラム、「産業活性」は地域の産業活性化プログラム、「知の拠点」は地域の知の拠点再生プログラム、「温暖対策」は地域の地球温暖化対策推進プログラム、「その他」は各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策群。

（※2）特定政策課題の欄について、地域再生基本方針4の3）特定政策課題の具体的なテーマの設定①のイを「健康まちづくり」、①のロを「郊外団地再生」、①のハを「中山間地域」、②のイを「6次産業化」、②のロを「再生可能エネルギー」としている。

施策名	施策概要	府省庁名	
実践型地域雇用創造事業	<p>地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、自発雇用創造地域による自主性・創意工夫ある地域の雇用創造に係る取組を促進するため、自発雇用創造地域内の市町村、経済団体等から構成される協議会の提案により、求職者の雇用機会の創出に資する能力開発や就職促進等に加え、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる取組等を内容とする雇用対策事業を、国が当該協議会等に委託して実施する。</p> <p>地域再生計画の認定を支援の要件とする。</p> <p>雇用創造に向けた意欲が高い地域において、地域が提案する事業構想の中から雇用創造効果が高いものを選抜し、当該地域に委託して実施する。</p>	厚生労働省	省略

○ 地域再生計画認定申請マニュアル(各論)(平成28年4月1日内閣府地方創生推進室)(抜粋)

1-11 実践型地域雇用創造事業(厚生労働省):【B0906】

① (略)

② 支援措置の内容

地域雇用開発促進法に規定する同意自発雇用創造地域内の市町村(特別区を含みます。以下、この事業について「市町村」という。)及び経済団体等から構成される協議会(以下、「協議会」という。)が提案した雇用対策事業であって認定地域再生計画に位置づけられたものの中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該協議会等に対してその事業の実施を委託することにより地域における雇用創造を支援します。

事業額は、1地域1年度当たり2億円、2以上の市町村が共同で地域雇用創造計画を策定した地域にあっては2.5億円を上限とし、同一地域における事業期間は、3年を上限とします。

なお、一の協議会が同時に二以上の事業構想を提案することはできません。

③ 支援措置に係る必要な手続

実践型地域雇用創造事業の実施に当たり、協議会は、あらかじめ、別途各都道府県労働局に雇用対策事業の構想を提出し、有識者等からなる第三者委員会による選抜の結果、当該構想が採択されることが必要です。

④ 認定申請にあたって必要な書類

各都道府県労働局へ提出した事業構想を添付してください。

○ 地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)(抜粋)

(定義)

第2条 この法律において「地域雇用開発」とは、求職者の総数に比し雇用機会が不足している地域について第三章及び第四章に定める措置を講ずることにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。

2 (略)

3 この法律において「自発雇用創造地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

一 一又は二以上の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域であること。

二 その地域内に居住する求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあること。

三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

四 その地域内の市町村、当該地域をその区域に含む都道府県、当該地域の事業主団体その他の地域の関係者が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出(以下「雇用の創造」という。)の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、当該市町村が雇用の創造に資する措置を自ら講じ、又は講ずることとしていること。

五 その地域内に居住する求職者に関し第四章に定める地域雇用開発のための措置を講ずる必要があると認められること。

(地域雇用創造計画)

第6条 市町村は単独で又は共同して、都道府県は当該都道府県の区域内の市町村と共同して、地域雇用開発指針に基づき、当該市町村の区域又は当該都道府県の区域内の市町村の区域であつて、自発雇用創造地域に該当すると認められるものについて、当該区域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用創造計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域雇用創造計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 自発雇用創造地域の区域

二 自発雇用創造地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野（第十二条第一項において「地域重点分野」という。）に関する事項

三 自発雇用創造地域における雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

四 計画期間

五 第二条第三項第四号に規定する協議会（以下「地域雇用創造協議会」という。）を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で第十二条第二項第一号に規定する中小企業者を直接若しくは間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（以下この号及び同項第二号において「事業協同組合等」という。）が同条第三項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該事業協同組合等に関する事項

3 地域雇用創造計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 自発雇用創造地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

二 自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項

4 市町村長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事は、地域雇用創造計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、地域雇用創造協議会の意見を聴くように努めるものとする。

5 厚生労働大臣は、地域雇用創造計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 その地域雇用創造計画に係る地域が自発雇用創造地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合するものであること。

二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適合するものであること。

三 その他地域雇用開発指針に照らして適切なものであること。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、第二項第一号に掲げる区域を管轄する都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

- 7 市町村又は都道府県は、地域雇用創造計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 8 市町村又は都道府県は、第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 9 第四項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

第四章 自発雇用創造地域に係る地域雇用開発のための措置 (地域雇用開発のための事業)

第10条 政府は、第六条第五項の規定による同意を得た地域雇用創造計画（同条第八項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意地域雇用創造計画」という。）に係る自発雇用創造地域（以下「同意自発雇用創造地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意地域雇用創造計画に係る地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者に対する当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に係る求人に関する情報の提供又は就職に必要な知識及び技能を習得させるための講習の実施その他の厚生労働省令で定める事業に該当する場合であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

- 2 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、前項に規定する事業の全部又は一部を当該地域雇用創造協議会又は当該同意自発雇用創造地域において雇用の創造に資する事業を行う団体（当該地域雇用創造協議会の提案に係る団体であつて、厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）に委託することができる。

(地域再生に係る措置との総合的な実施)

第14条 国は、この章に定める措置と別に講ぜられる地域の活力の再生を推進するための措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体への援助)

第十七条 国は、地域雇用開発計画又は地域雇用創造計画を策定しようとし、又は策定した都道府県又は市町村に対し、雇用開発促進地域又は自発雇用創造地域における地域雇用開発を促進するための措置に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

- 2 都道府県は、地域雇用創造計画を策定しようとし、又は策定した市町村に対し、自発雇用創造地域における地域雇用開発を促進するための措置に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うことができる。

○ 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成19年5月31日参議院厚生労働委員会）

八、地域間で雇用情勢に大きな格差が見られる中で、雇用対策は、地域の実情に応じ、国と地方公共団体との密接な連携により機動的かつ効果的に実施することが重要であることにかんがみ、産業政策をはじめ地域再生に向けた取組と一体となって、実効ある雇用創出の取組の推進に努めること。また、引き続き、雇用情勢の特に厳しい地域に対する

雇用対策の強化に努めること。

○ 「実践型地域雇用創造事業募集について～平成 28 年度第 1 次募集～」(抜粋)

2. 対象地域

以下の(1)、(2)のいずれにも該当する地域が対象となります。

(1) 地域雇用開発促進法(昭和 62 年法律第 23 号)に規定する同意自発雇用創造地域(※)であること。

※ 同意自発雇用創造地域とは

地域雇用開発促進法第 2 条に規定する自発雇用創造地域(以下の(ア)から(ウ)のいずれにも該当する地域をいう。)であって、当該地域の市町村等が単独又は共同して実践型地域雇用創造事業の実施を盛り込んだ同法第 6 条に規定する地域雇用創造計画を策定し、同条の規定に基づく厚生労働大臣の同意を得ている又は得る予定としている地域をいいます。

(ア) 一又は二以上の市町村(特別区を含む。)の区域であること。二以上の市町村の区域とすることは、原則として隣接した市町村からなる区域とすること。

(イ) その地域内に居住する求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあり、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれること。

具体的には、下記 A から B までのいずれかに該当すること。

A 最近 3 年間又は 1 年間の応募市町村における一般又は常用有効求人倍率が全国平均(全国平均が 1 倍以上のときは 1、0.67 倍未満のときは 0.67)以下であること。

B 次の(a)から(c)までのいずれにも該当すること。

(a) 最近 3 年間又は 1 年間の応募市町村における一般又は常用有効求人倍率が 1 倍未満であること。

(b) 応募市町村における最近 5 年間の人口減少率が全国における最近 5 年間の人口減少率以上であること。

(c) 応募市町村が「まち・ひと・しごとの創生に関する地方版総合戦略」を策定していること又は平成 27 年度中に策定する予定であること。

(ウ) その地域内の市町村、当該地域をその区域に含む都道府県、当該地域の事業主団体その他の地域の関係者が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、当該市町村が雇用の創造に資する措置を自ら講じ、又は講ずることとしていること

(2) 実践型地域雇用創造事業の実施を盛り込んだ地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)に規定する地域再生計画を策定し、同法の規定に基づく内閣総理大臣の認定(変更申請に係る認定を含む。)を得ている又は得る予定としている地域であること。

○ 地域提案型雇用創造促進事業について(平成18年度)(厚生労働省職業安定局平成18年1月)(抜粋)

2 事業の対象地域

(1) 基本的考え方

以下のいずれをも満たす地域を対象地域とします。

[1] 雇用機会が少ない地域であること。

[2] 地域再生計画の認定を受け、自発的に地域の雇用創造に取り組む地域であること。

(2) 具体的な判断基準

(1) [1]について

以下のいずれかを満たす地域

イ 地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)第9条第1項に規定する同意雇用機会増大促進地域である地域

ロ パッケージ事業の委託に係る雇用対策事業(以下「事業」という。)実施の直近1年間における当該地域の有効求人倍率(※1)の平均(※2)が概ね1倍未満である地域

なお、上記イ、ロに該当しない地域であっても、当該地域の基幹産業における事業所数、従業員数、製造品出荷額、年間商品販売額等が減少していることに伴い雇用情勢が今後悪化する蓋然性が極めて高い地域については、対象地域に該当とすることとします。

※1 当該地域を管轄する公共職業安定所における一般の有効求人倍率(新規学卒者を除きパートタイムを含む。)の数字を使用してください。当該地域が公共職業安定所の管轄区域と一致しない場合の計算方法は以下のとおりです。

(イ) 当該地域が公共職業安定所の管轄区域の一部である場合

当該地域に係る有効求人数・有効求職者数は、それぞれ、当該地域の事業所数

- ・ 労働力人口が当該地域が含まれる公共職業安定所の管轄の全事業所数・全労働力人口に占める割合により按分して算定します。

(ロ) 当該地域が複数の公共職業安定所の管轄区域にまたがる場合

(地域の有効求人数の合計÷地域の有効求職者数の合計)により算定した数値とします。

[例] 地域：α市及びβ町

[A 安定所の管轄：α市全域(のみ)
B 安定所の管轄：β町全域及びγ町全域]

・ β町の事業所数割合

= β町の事業所数÷β町とγ町の事業所数の合計

・ β町の労働力人口割合

= β町の労働力人口÷β町とγ町の労働力人口の合計

・ 地域の有効求人数

= A 安定所の有効求人数+B 安定所の有効求人数×β町の事業所数割合

- ・地域の有効求職者数
 $= A \text{ 安定所の有効求職者数} + B \text{ 安定所の有効求職者数} \times \beta \text{ 町の労働力人口割合}$
- ・地域の有効求人倍率
 $= \text{地域の有効求人数} \div \text{地域の有効求職者数}$

※2 平均の求め方（12か月）は以下のとおりです。

- ・ 有効求人数の平均（A）：各月の有効求人数の合計 \div 12
- ・ 有効求職者数の平均（B）：各月の有効求職者数の合計 \div 12
- ・ 有効求人倍率の平均 $= A \div B$

（注）各月の求人倍率から平均を求めるものではありません。

○ 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律（平成19年法律第79号）による改正前の地域雇用開発促進法（抜粋）

第2条（略）

2 この法律において「雇用機会増大促進地域」とは、次に掲げる要件に該当する地域をいう。

- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。
- 二 その地域内に求職者が多数居住し、かつ、当該求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあること。
- 三 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

3～5 （略）

第5条 都道府県は、地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて雇用機会増大促進地域に該当すると認められるものごとに、当該地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用機会増大計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域雇用機会増大計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 雇用機会増大促進地域の区域
- 二 雇用機会増大促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項
- 三 雇用機会増大促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項
- 四 雇用機会増大促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

3 都道府県知事は、地域雇用機会増大計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、地域雇用機会増大計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

- 一 その地域雇用機会増大計画に係る地域が雇用機会増大促進地域に該当し、かつ、地域雇用開発指針に適合するものであること。
- 二 第2項第2号から第4号までに掲げる事項が地域雇用開発指針に適合するものであること。

三 その他地域雇用開発指針に照らして適切なものであること。

5 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、労働政策審議会その他政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、地域雇用機会増大計画が第4項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 都道府県は、第4項の規定による同意を得た地域雇用機会増大計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

8 第3項から第6項までの規定は、前項の場合について準用する。

第9条 政府は、第5条第4項の規定による同意を得た地域雇用機会増大計画（同条第7項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に係る雇用機会増大促進地域（以下「同意雇用機会増大促進地域」という。）における地域雇用開発を促進するため、当該同意雇用機会増大促進地域内において事業所を設置し、又は整備して同意雇用機会増大促進地域内に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条の雇用安定事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

（注）下線は当省が付した。

表3-④ 地域雇用開発促進法第五条第六項及び第六条第六項の審議会を定める政令（平成13年政令第319号）（抜粋）

内閣は、地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第五条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第八条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

地域雇用開発促進法第五条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第六条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、地方労働審議会とする。

（注）下線は当省が付した。

表3-⑤ 地域雇用開発促進法施行規則（平成13年厚生労働省令第193号）（抜粋）

（権限の委任）

第14条 法第五条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣の権限（政令で定める審議会の意見を聴くことに限る。）並びに法第六条第五項及び第六項（関係行政機関の長に協議することを除く。）（同条第九項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣の権限は、それぞれの同意に係る計画に定める地域を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

（注）下線は当省が付した。

表 3-⑥ 地域再生計画の記載事項に関する規定

○ 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抜粋）

（地域再生計画の認定）

第5条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生計画の区域
- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 地域再生計画の目標
- 二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの

- (1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- (2) 移住及び定住の促進に資する事業
- (3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- (4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- (5) (1) から(4)までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

ロ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設の整備に関する事業であって次に掲げるもの

- (1) 道路、農道又は林道であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業
- (2) 下水道、集落排水施設又は浄化槽であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業
- (3) 港湾施設及び漁港施設であって政令で定めるものを総合的に整備する事業

二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項

第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。）が法人からの寄附（当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの（第十三条の二において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関する事項

三 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第十四条第一項において「地域再生支援貸付事業」という。）であって銀行その他の内閣府令で定める金融機関（以下単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項

四 地域における特定政策課題の解決に資する事業（第一号に規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び第十四号に規定する事業を除く。）であって次に掲げるもの（次項及び第十項において「特定地域再生事業」という。）に関する事項

イ 地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であって金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの

ロ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであって地方公共団体、第十九条第一項の規定により指定された地域再生推進法人（同項を除き、以下単に「地域再生推進法人」という。）、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの

ハ 老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業

五 地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの（第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という。）以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。以下「特定業務施設」という。）を整備する事業（以下「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」という。）に関する事項

六 集落生活圏（自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）を含む一定の地域をいい、市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域をいう。第十七条の七第七項において同じ。）その他政令で定める区域を除く。以下同じ。）において、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点（以下「地域再

生拠点」という。)の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業であって、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

七 前号に規定する事業と一体的に推進する事業であって、地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者(道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者をいう。第十七条の十三において同じ。)が行うものに関する事項

八 生涯活躍のまち形成地域(人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。以下同じ。)において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業(以下「生涯活躍のまち形成事業」という。)に関する事項

九 遊休工場用地等(農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)第五条第一項に規定する実施計画に従って整備された同法第四条第二項第二号に規定する工場用地等のうち、同法第二条第二項に規定する工業等(以下この号及び第十七条の二十六において単に「工業等」という。)の導入に通常要する期間を勘案して内閣府令で定める期間以上の期間工業等の用に供されていないものをいう。以下この号において同じ。)に、工業等以外の産業であって、当該遊休工場用地等の存する農村地域(同法第二条第一項に規定する農村地域をいう。以下この号において同じ。)における産業の現状その他の事情に照らして、当該農村地域における安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項

十 地域における農林水産業の振興に資するものとして政令で定める施設(以下「地域農林水産業振興施設」という。)を整備する事業に関する事項

十一 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二条第二項に規定する特定事業(同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画(第十一項及び第十七条の三十において単に「構造改革特別区域計画」という。)が作成されているものに限る。)であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十二 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業及び措置(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の三十一において「中心市街地活性化基本計画」という。)が作成されているものに限る。)であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

十三 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業(同条第一項に規定する基本計画(第十七条の三十二において「産業集積形成等基本計画」という。)が作成されているものに限る。)であって、地域における就業の機会の創出又は経

済基盤の強化に資するものに関する事項

十四 地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

○ 地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）（抜粋）

（地域再生計画の認定の申請）

第 1 条 地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一～十四 （略）

2 （略）

（地域再生計画の記載事項）

第 2 条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 地域再生計画の名称

二 地域再生計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

三 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項

イ まち・ひと・しごと創生交付金（法第十三条第二項に規定するまち・ひと・しごと創生交付金をいう。ロ及び第十一条第二号において同じ。）を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

ロ 法第五条第四項第一号ロに規定する事業を記載する場合にあつては、イに掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて整備を行う施設の種類並びに施設ごとの整備量及び事業費

四 法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。以下同じ。）の内容、期間及び事業費

五 法第五条第四項第三号の事項を記載する場合には、第四条各号に掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業の実施による雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果の程度

六 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法第五条第四項第四号イの事項を記載する場合 第六条各号に掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ロ 法第五条第四項第四号ロの事項のうち地方公共団体、地域再生推進法人（同号ロに規定する地域再生推進法人をいう。第七条第一項第一号及び第三十八条において同

じ。)又は第七条第二項に規定する公共的団体により行われる事業に関するものを記載する場合 同条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ハ 法第五条第四項第四号ロの事項のうち株式会社により行われる事業に関するものを記載する場合 第七条第一項第二号イ又はロに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ニ 法第五条第四項第四号ハの事項を記載する場合 除却の対象となる公共施設又は公用施設の名称及び所在地

七 法第五条第四項第五号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項

イ 地方活力向上地域の区域並びに当該地方活力向上地域をその区域に含む地方公共団体その他の者が地方活力向上地域特定業務施設整備事業（法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業をいう。以下同じ。）を推進するために行う事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ロ 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の内容及び当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度

ハ 法第五条第四項第六号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

九 法第五条第四項第七号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及びに当該事業の実施による地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資する程度

十 法第五条第四項第八号の事項を記載する場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成事業の内容

十一 法第五条第四項第九号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による同号に規定する農村地域における安定した雇用機会の確保に資する程度

十二 法第五条第四項第十号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

十三 法第五条第四項第十一号の事項を記載する場合には、前条第一項第十一号の規定により内閣総理大臣に提出される構造改革特別区域計画の名称及び当該構造改革特別区域計画を作成した者の名称並びに当該構造改革特別区域計画に記載されている法第五条第四項第十一号に規定する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十四 法第五条第四項第十二号の事項を記載する場合には、前条第一項第十二号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基本計画の名称及び当該中心市街地活性化基本計画を作成した者の名称並びに当該中心市街地活性化基本計画に記載されている法第五条第四項第十二号に規定する事業及び措置の内容及びに当該事業及び措置の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環

境の整備に資する程度

十五 法第五条第四項第十三号の事項を記載する場合には、前条第一項第十三号の規定により内閣総理大臣に提出される産業集積形成等基本計画の名称及び当該産業集積形成等基本計画を作成した者の名称並びに当該産業集積形成等基本計画に記載されている法第五条第四項第十三号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度

十六 法第五条第四項第十四号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項

十七 前各号に掲げるもののほか、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

- 2 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第一号に規定する事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法並びに当該事業が先導的なものであると認められる理由を記載するものとする。
- 3 法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附の見込額並びに当該事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法を記載するものとする。
- 4 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第四号イからハまでに掲げる事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度を記載するものとする

別記様式第1（第1条関係）

地域再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
- 3 地域再生計画の区域
- 4 地域再生計画の目標
- 5 地域再生を図るために行う事業
 - 5-1 全体の概要
 - 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

5-3 その他の事業

6 計画期間

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

注1 地域再生法第5条第4項第1号の事項を記載する場合には、5-2に掲げる事項に、事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法並びに当該事業が先導的なものであると認められる理由も併せて記載してください。

注2 地域再生法第5条第4項第2号の事項を記載する場合には、5-2に掲げる事項に、事業に関連する寄附の見込額並びに当該事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法も併せて記載してください。

注3 地域再生法第5条第4項第4号の事項を記載する場合には、5-2に掲げる事項に、事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度も併せて記載してください。

注4 1、4及び7に掲げる事項については、記載するよう努めること。

(注) 下線は当省が付した。

表3-⑦ 地域雇用創造計画の記載事項に関する規定

○ 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）（抜粋）

（地域雇用創造計画）

第6条 市町村は単独で又は共同して、都道府県は当該都道府県の区域内の市町村と共同して、地域雇用開発指針に基づき、当該市町村の区域又は当該都道府県の区域内の市町村の区域であつて、自発雇用創造地域に該当すると認められるものについて、当該区域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用創造計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域雇用創造計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 自発雇用創造地域の区域

二 自発雇用創造地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野（第十二条第一項において「地域重点分野」という。）に関する事項

三 自発雇用創造地域における雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

四 計画期間

五 第二条第三項第四号に規定する協議会（以下「地域雇用創造協議会」という。）を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で第十二条第二項第一号に規定する中小企業者を直接若しくは間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（以下この号及び同項第二号において「事業協同組合等」という。）が同条第三項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあつては、当該事業協同組合等に関する事項

3 地域雇用創造計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 自発雇用創造地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項
- 二 自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項に関する事項

○ **地域雇用開発促進法に基づく地域雇用創造計画に係る計画案の送付について(参考送付)(平成19年8月1日付け厚生労働省職業安定局事務連絡)(抜粋)**

地域雇用開発促進法第2条第3項に基づく自発雇用創造地域における地域雇用創造計画の策定等については、「平成19年度における地域雇用創造推進事業の実施に係る審査結果について」(平成19年7月19日付け職発第0719001号)等の通知にて御連絡したとおり、地域雇用創造推進事業の今年度の第一次実施予定地域の採択内定通知を発出し、当該地域等における地域雇用創造計画の策定・同意に向け、関係地方公共団体担当部局等と調整中であるものと思料されますが、地域雇用創造計画に盛り込むべき記載内容について、多数の問い合わせ等をいただいているところであり、今般、別添のとおり同計画案を参考送付するので、地域雇用開発促進法の円滑な施行に向けて、今後とも地方公共団体担当部局等と緊密な連携を図っていただくようよろしくお願い致します。

○○地域雇用創造計画

平成○○年○月

○○市町村

目次

I	自発雇用創造地域の区域	○
1	自発雇用創造地域の区域	○
2	要件該当区域であることの明示	○
II	労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項	○
1	地域の概況	○
2	人口、労働力人口、就業構造等の動向	○
3	地域内の労働力需給状況等の雇用面における課題や雇用動向を踏まえた雇用開発計画の方向性	○
III	地域雇用開発の目標に関する事項	○
1	地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出	○
(1)	アウトプット指標	○
(2)	アウトカム指標	○
(3)	当該目標の設定の根拠・当該目標の把握の方法	○
2	地域雇用創造推進事業以外の雇用創出事業の実施に伴う雇用創出	○
IV	地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野に関する事項	○
1	地域重点分野の設定	○

2 地域重点分野に係る市町村自らが当該分野において行う雇用機会の創出に関する施策及び今後の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

V 地域雇用創造協議会に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

1 協議会の名称及び構成員等・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

2 活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

VI 雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

1 地域雇用開発の促進のための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

VII 計画期間に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

VIII 自発雇用地域内において事業協同組合等が労働者の募集に従事しようとする場合にあっては当該事業協同組合等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

III 地域雇用開発の目標に関する事項

1 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出

(1) アウトプット指標 (略)

(2) アウトカム指標 (略)

(3) 当該目標の設定の根拠・当該目標の把握の方法

① アウトプット指標設定の根拠 (略)

② アウトカム指標設定の根拠 (略)

③ 当該目標の把握の方法 (略)

※ なお、アウトプット・アウトカムの目標数値については、計画期間内における毎年度の「地域雇用創造推進事業・事業実施計画」及び「地域雇用創造推進事業事業実施委託契約」において計画するアウトプット・アウトカムの目標数値の本計画期間内合計値が変更された場合は、変更後のアウトプット・アウトカムの目標数値を本計画変更後のアウトプット・アウトカムの目標数値と見なし、本計画の変更手続きは経ないこととする。

※ 「地域雇用創造推進事業・事業構想提案書」において記載した、毎年度ごとに事業を利用し、創出された雇用者数を常用雇用、常用雇用以外及び創業者別の人数を記載すること。

なお、アウトプット・アウトカムの目標数値については、下記の「VI 雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項」の「1 地域雇用開発の促進のための措置」において盛り込むこととなる地域雇用創造推進事業の実施に伴い、本計画期間中における事業内容や目標数値の変更が想定されるが、事業内容やアウトプット・アウトカムの目標数値の変更が生じた場合は、その都度、本計画の変更手続きは行わずに、上記のように、いわゆる「みな

し規定」を本計画中に盛り込むことが望ましい。

また、「事業構想提案書」において記載した、「地域求職者等の主な就職予定先」及び「地域求職者等の主な創業分野」についても、参考として記載すること。

(注) 下線は当省が付した。

表 3-⑧ 地域再生計画と地域雇用創造計画の記載事項

	地域再生計画	地域雇用創造計画
記載事項	1 地域再生計画の名称 2 地域再生計画の作成主体の名称 3 地域再生計画の区域 4 地域再生計画の目標 5 地域再生を図るために行う事業 5-1 全体の概要 5-2 特定政策課題に関する事項 5-3 法第5条の特別の措置を適用して行う事業 5-4 その他の事業 6 計画期間 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項	1 自発雇用創造地域の区域 2 自発雇用創造地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項 3 自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項 4 地域重点分野に関する事項 5 地域雇用創造協議会に関する事項 6 自発雇用創造地域における雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項 7 計画期間 8 地域雇用創造協議会を構成する事業協同組合等が労働者の募集に従事しようとする場合にあっては当該事業協同組合等に関する事項

(注) 「地域再生計画」欄の記載事項は、地域再生法第5条第2項から第4項まで並びに地域再生法施行規則第2条及び別記様式第1に基づき、「地域雇用創造計画」欄の記載事項は、地域雇用開発促進法第6条第2項及び第3項に基づき、当省が作成した。

表 3-⑨ 地域再生計画認定申請マニュアル(各論)(平成28年4月1日内閣府地方創生推進室)(抜粋)

1-8 実践型地域雇用創造事業(厚生労働省):【B0906】

①~④ (略)

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項

地域再生計画の申請に当たっては、実践型地域雇用創造事業の活用方法について、記載してください。なお、記載に当たっては、各都道府県労働局へ提出した、実践型地域雇用創造事業の委託に係る雇用対策事業の事業構想の該当部分を抜き出し、記載をしても構いません。

(注) 下線は当省が付した。

表 3-⑩ 地域再生計画と地域雇用創造計画の記載事項の比較

表 3-⑩-i 地域再生計画（さっぽろ発☆ブランドに磨きをかける食・健康・新産業人材雇用創出プロジェクト）と地域雇用創造計画（札幌市地域雇用創造計画）の比較

計画作成主体	札幌市		
計画	地域再生計画(さっぽろ発☆ブランドに磨きをかける食・健康・新産業人材雇用創出プロジェクト)	地域雇用創造計画(札幌市地域雇用創造計画)	
区域	3 地域再生計画の区域 札幌市の全域	1 自発雇用創出地域の区域 北海道 札幌市	
指標(目標値)	4-3 地域再生計画の数値目標 前述の取組みを進めるに当たっては、「食のまち札幌の推進」、「健康・福祉サービスの充実」、「札幌らしい新産業の育成と拡大」の3つの重点項目については、厚生労働省の「地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)」を活用するとともに、併せて札幌市独自の産業振興施策に取り組みることにより、産業人材の育成を図り、地域経済の活性化と大きな雇用機会の創出を目指すものである。 【数値目標】 産業人材の育成事業等による就職者数 3,013 人 このうち地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)による就職者数 1,013 人、本市独自の事業実施による就職者数 2,000 人。	III 地域雇用開発の目標に関する事項 1 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出 (1) アウトプット指標 (略) (2) アウトカム指標 ① 平成 20 年度 276 人(常雇 115 人、常雇以外 155 人、創業者 6 人) ② 平成 21 年度 364 人(常雇 160 人、常雇以外 195 人、創業者 9 人) ③ 平成 22 年度 375 人(常雇 174 人、常雇以外 191 人、創業者 10 人) 合計 1,015 人(常雇 449 人、常雇以外 541 人、創業者 25 人) (後略) (3) 当該目標の設定の根拠・当該目標の把握の方法 ①～③ (略) <参考> ※ なお、アウトプット・アウトカムの目標数値については、計画期間内における毎年度の「地域雇用創造推進事業・事業実施計画」及び「地域雇用創造推進事業実施委託契約」において計画するアウトプット・アウトカムの目標数値の本計画期間内合計値が変更された	

		<p>場合は、変更後のアウトプット・アウトカムの目標数値を本計画変更後のアウトプット・アウトカムの目標数値と見なし、本計画の変更手続きは経ないこととする。</p> <p>(参考：地域雇用創出推進事業 事業構想提案書)</p> <p>5 事業実施による効果</p> <p>(1) アウトプット指標 (略)</p> <p>(2) アウトカム指標</p> <p>① 平成20年度 276人(常雇115人、常雇以外155人、創業者6人)</p> <p>② 平成21年度 364人(常雇160人、常雇以外195人、創業者9人)</p> <p>③ 平成22年度 373人(常雇172人、常雇以外191人、創業者10人)</p> <p>合計 1,013人(常雇447人、常雇以外541人、創業者25人)</p>
<p>事業</p>	<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1・5-2 (略)</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 「地域雇用創出推進事業【B0902】を活用した事業</p> <p>■事業実施主体 (略)</p> <p>■構成員 (略)</p> <p>■実施する事業内容</p> <p>I 雇用拡大メニュー</p> <p>A 企業経営強化事業</p> <p>(1) 企業経営強化・相談事業</p> <p>(2) 食の安全安心セミナー(HACCP専門コース)</p>	<p>VI 雇用の創出に資する方策その他当該自発雇用創出地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項</p> <p>1 地域雇用開発の促進のための措置</p> <p>(1) <u>地域雇用開発助成金の活用</u></p> <p><u>地域雇用開発促進法に基づき雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域その他の雇用開発が必要な地域において、雇用開発に取り組む事業主を支援するため、地域雇用開発助成金を支給する。</u></p> <p>(2) <u>企業立地促進法に基づき各種支援制度の活用</u></p> <p><u>平成19年12月に、北海道を事務局として札幌市、小樽市、石狩市(旧厚田村、旧浜益村部分を除く。)、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、苫小牧市、安平町、むかわ町、厚真町、白老町、登別市、室蘭市及び伊達市(旧大滝村部分を除く。)の11市4町で構</u></p>

	<p>II 人材育成メニュー</p> <p>A 「食のまち・さっぽろ」推進人材育成</p> <p>(1) 食のブランド開発・安全安心を担う人材育成事業</p> <p>(2) マーケティング、販売促進を担う人材育成事業</p> <p>(3) 流通業界高度化、東アジア圏への販路拡大人材育成事業</p> <p>(4) 食の創業塾（すすきのオーナー養成）</p> <p>B さっぽろ健康・福祉サービス人材育成</p> <p>(1) 介護予防サービス人材育成事業</p> <p>(2) 認知症ケア人材育成事業</p> <p>C さっぽろ新産業人材育成</p> <p>(1) 組込み系IT人材育成事業</p> <p>(2) 映像コンテンツ人材育成事業</p> <p>III 就職促進メニュー</p> <p>(1) 合同企業説明会の開催</p> <p>(2) ホームページによる就職情報の発信</p> <p>5-3-2 札幌市が独自で展開する事業</p> <p>(1) 食関連産業分野</p> <p>① アジア圏等経済交流促進事業</p> <p>② 国内販路拡大支援事業</p> <p>③ 都心部における北海道の魅力発信事業</p>	<p>成す、「道央中核地域産業活性化協議会」が設立され、現在基本計画を策定しているところである。</p> <p>集積する業種としては、①自動車関連産業、②機械金属関連産業、③医薬品関連産業、④情報関連産業の4業種を対象として、産業集積を図るべく同法への取組みを実施する予定であり、経済産業大臣による基本計画同意後に事業化を進めていく。</p> <p>(3) <u>JAPANブランド育成支援事業（経済産業省）</u></p> <p>地域の伝統的な技術や素材などを活用して世界に通用するブランド確立に取り組みプロジェクトを支援する事業で、対象は商工会議所や商工所等が行うプロジェクトとなっている。総事業費の2/3相当額（上限2,000万円）が補助される。</p> <p>本市では、札幌商工会議所が提案した『スイーツの街・札幌ブランド発信事業』が平成18年度に採択され、19年度も引き続き実施したところである。</p> <p>(4) 地域雇用創造推進事業の活用</p> <p>① 雇用拡大メニュー（事業主を対象）</p> <p>A 企業経営強化事業</p> <p>ア 企業経営強化・相談事業</p> <p>イ 食の安全安心セミナー（HACCP専門コース）</p> <p>ウ 健康・福祉サービス事業所講演会</p> <p>エ 映像コンテンツ制作専門家講習</p> <p>② 人材育成メニュー（地域求職者等を対象とすること）</p> <p>A 「食のまち・さっぽろ」推進人材育成</p> <p>ア 食のブランド開発・安全安心を担う人材育成事業</p> <p>イ マーケティング、販売促進を担う人材育成事業</p>
--	--	--

	<p>④ 「食のまち」札幌の推進</p> <p>⑤ 魅力ある食づくり推進事業</p> <p>⑥ 札幌ブランド構築・推進事業</p> <p>⑦ 新たな秋のイベント事業</p> <p>⑧ 「顔の見える農業」推進事業</p> <p>⑨ 定山溪地区生ごみ堆肥化推進事業</p> <p>⑩ 家庭用廃食油資源化促進事業</p> <p>(2) 健康・福祉サービス産業分野</p> <p>① 地域包括支援センター（介護・健康何でも相談センター）運営事業</p> <p>② 介護予防事業の充実</p> <p>③ 認知症サポーター養成事業</p> <p>④ 高齢者ひとくち講座・口腔ケア推進事業</p> <p>(3) 新産業分野</p> <p>① 首都圏ビジネスチャンス拡大支援事業</p> <p>② 企業連携構築事業</p> <p>③ さっぽろコンテントスマケット創出事業</p> <p>④ さっぽろフィルムコミッション強化事業</p> <p>⑤ 高度情報通信人材育成・活用事業</p> <p>⑥ 新産業育成推進事業</p> <p>⑦ 北海道大学連携型起業家施設運営事業</p> <p>⑧ さっぽろバイオクラスタ構想“BIO-S”推進事業</p> <p>⑨ 企業誘致促進事業</p> <p>⑩ 雇用創出型ニュービジネス立地促進事業</p>	<p>ウ 流通業界高度化、東アジア圏への販路拡大人材育成事業</p> <p>エ 食の創業塾（すすきのオーナー養成）</p> <p>B さっぽろ健康・福祉サービス人材育成</p> <p>ア 介護予防サービス人材育成事業</p> <p>イ 認知症ケア人材育成事業</p> <p>C さっぽろ新産業人材育成</p> <p>ア 組込み系IT人材育成事業</p> <p>イ 映像コンテンツ人材育成事業</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>ア 合同企業説明会の開催</p> <p>イ ホームページによる就職情報の発信</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組み</p> <p>(1) 食関連産業分野</p> <p>① アジア圏等経済交流促進事業</p> <p>② 国内販路拡大支援事業</p> <p>③ 都心部における北海道の魅力発信事業</p> <p>④ 「食のまち」札幌の推進</p> <p>⑤ 魅力ある食づくり推進事業</p> <p>⑥ 札幌ブランド構築・推進事業</p> <p>⑦ 新たな秋のイベント事業</p> <p>⑧ 「顔の見える農業」推進事業</p> <p>⑨ 定山溪地区生ごみ堆肥化推進事業</p> <p>⑩ 家庭用廃食油資源化促進事業</p> <p>(2) 健康・福祉サービス産業分野</p> <p>① 地域包括支援センター（介護・健康何でも相談センター）運営</p>
--	--	---

	<p>① ベンチャー支援事業 (4) 集客交流産業分野</p> <p>① さっぽろ雪まつり魅力アップ事業 ② ライラックまつり魅力アップ事業 ③ 「ミュンヘン・クリスマス市 in Sapporo」開 催費負担</p> <p>④ 藻岩山魅力アップ事業 ⑤ 定山溪温泉活性化補助 ⑥ 新たな秋のイベント事業【再掲】 ⑦ 大通公園スケエターテイング・スクエア事業 ⑧ 平岡公園・梅林ライトアップ事業 ⑨ 北緯 43° 花香る北の街づくり事業 ⑩ 観光都市さっぽろ推進事業 ⑪ 首都圏シテイ P R 事業 ⑫ ターゲット別国内観光プロモーション事業 ⑬ 国際観光誘致事業 ⑭ 北海道洞爺湖サミット開催関連事業 ⑮ 都心部における北海道の魅力発信事業【再掲】</p> <p>(5) ものづくり産業分野</p> <p>① ものづくり産業活性化支援事業 ② コミュニティ型建設業創出事業</p> <p>(6) 地域重点分野全体に係ること</p> <p>① 中小企業金融対策資金 ② 元気がんばれ資金 ③ 就業者総合サポート事業</p>	<p>事業</p> <p>② 介護予防事業の充実 ③ 認知症サポーター養成事業 ④ 高齢者ひとくち講座・口腔ケア推進事業</p> <p>(3) 新産業分野</p> <p>① 首都圏ビジネスチャンス拡大支援事業 ② 企業連携構築事業 ③ 「創造都市さっぽろ (sapporo ideas city)」の活用と推進 ④ さっぽろコンテントマーケティング創出事業 ⑤ さっぽろフィルムコミッション強化事業 ⑥ 高度情報通信人材育成・活用事業 ⑦ 新産業育成推進事業 ⑧ 北海道大学連携型起業家施設運営事業 ⑨ さっぽろバイオクラスタ構想“BIO-S”推進事業 ⑩ 企業誘致促進事業 ⑪ 雇用創出型ニュービジネス立地促進事業 ⑫ ベンチャー支援事業</p> <p>(4) 集客交流産業分野</p> <p>① さっぽろ雪まつり魅力アップ事業 ② ライラックまつり魅力アップ事業 ③ 「ミュンヘン・クリスマス市 in Sapporo」開催費負担 ④ 藻岩山魅力アップ事業 ⑤ 定山溪温泉活性化補助 ⑥ 新たな秋のイベント事業【再掲】 ⑦ 大通公園スケエターテイング・スクエア事業</p>
--	--	---

	④ 団塊の世代及び女性の起業支援事業	<p>⑧ 平岡公園・梅林ライトアップ事業</p> <p>⑨ 北緯43° 花香る北の街づくり事業</p> <p>⑩ 観光都市さっぽろ推進事業</p> <p>⑪ 首都圏シェアPR事業</p> <p>⑫ ターゲット別国内観光プロモーション事業</p> <p>⑬ 国際観光誘致事業</p> <p>⑭ 北海道洞爺湖サミット開催関連事業</p> <p>⑮ 都心部における北海道の魅力発信事業【再掲】</p> <p>(5) ものづくり産業分野</p> <p>① ものづくり産業活性化支援事業</p> <p>② コミュニティ型建設業創出事業</p> <p>(6) 地域重点分野全体に係ること</p> <p>① 中小企業金融対策資金</p> <p>② 元気がんばれ資金</p> <p>③ 就業者総合サポート事業</p> <p>④ 団塊の世代及び女性の起業支援事業</p>
計画期間	6 計画期間 地域再生計画認定の日から平成23年3月末まで	VII 計画期間に関する事項 厚生労働大臣の同意を得た日から平成23年3月31日までとする。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

3 「指標(目標値)」欄の下線部について、地域雇用創造計画では、「地域雇用創造推進事業・事業実施計画」等で目標値を変更した場合には、同事業実施計画による変更後の目標値を本計画の目標値とみなすこととしているため、変更後の目標値を記載した「地域雇用創造推進事業事業構想提案書」の該当箇所を抜粋している。

表 3-⑩-ii 地域再生計画（釧路市雇用創造計画）と地域雇用創造計画（釧路市地域雇用創造計画）の比較

計画作成主体	釧路市	
計画	地域再生計画（釧路市雇用創造計画）	地域雇用創造計画（釧路市地域雇用創造計画）
区域	3 地域再生計画の区域 釧路市の全域	1 自発雇用創造地域の区域 北海道釧路市
指標（目標値）	4 地域再生計画の目標 具体的には年度平均有効求人倍率を現在（平成 19 年度）の 0.45 倍から過去 10 年間の最高値である、平成 12 年度の 0.54 倍への引き上げと、3 年間の雇用創出の目標を 97 人とし、雇用の拡大を目指す。	5 事業実施による効果 (1) アウトプット指標（略） (2) アウトカム指標 ① 平成 20 年度 34 人（常雇 34 人、常雇以外人、創業者 人） ② 平成 21 年度 39 人（常雇 39 人、常雇以外人、創業者 人） ③ 平成 22 年度 39 人（常雇 39 人、常雇以外人、創業者 人） 合計 112 人（常雇 112 人、常雇以外人、創業者 人） （後略） (3) 当該目標の設定の根拠・当該目標の把握の方法 ①～③（略） <参考> ※ なお、アウトプット・アウトカムの目標数値については、計画期間内における毎年度の「地域雇用創造推進事業・事業実施計画」及び「地域雇用創造推進事業実施委託契約」において計画するアウトプット・アウトカムの目標数値の本計画期間内合計値が変更された場合は、変更後のアウトプット・アウトカムの目標数値を本計画変更後のアウトプット・アウトカムの目標数値と見なし、本計画の変更手続きは経ないこととする。

		<p>(参考：地域雇用創出推進事業 事業構想提案書)</p> <p>5 事業実施による効果</p> <p>(1) アウトプット指標 (略)</p> <p>(2) アウトカム指標</p> <p>① 平成20年度 29人 (常雇29人、常雇以外人、創業者人)</p> <p>② 平成21年度 34人 (常雇34人、常雇以外人、創業者人)</p> <p>③ 平成22年度 34人 (常雇34人、常雇以外人、創業者人)</p> <p>合計 97人 (常雇97人、常雇以外人、創業者人)</p>
事業	<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1・5-2 (略)</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 地域雇用創出推進事業【B0902】</p> <p>① 雇用拡大メニュー</p> <p>ア 地場産皮革製品開発事業</p> <p>② 人材育成メニュー</p> <p>ア IT人材育成事業</p> <p>イ 工業技術講習会</p> <p>ウ 建設関連技能講習会</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>ア U・Iターフェア事業</p> <p>イ 社会福祉施設マッチング事業</p> <p>ウ 就職促進事業</p> <p>エ 専門的人材誘致・確保事業</p>	<p>VI 雇用の創出に資する方策その他当該自発雇用創出地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項</p> <p>1 地域雇用開発の促進のための措置</p> <p>(1) <u>地域雇用開発助成金の活用</u></p> <p><u>地域雇用開発促進法に基づき雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域その他の雇用開発が必要な地域において、雇用開発に取り組む事業主を支援するため、地域雇用開発助成金を支給する。</u></p> <p>(2) <u>企業立地促進法に基づき各種支援制度の活用</u></p> <p><u>釧路白糠地域産業活性化協議会を立ち上げ産業活性化基本計画を作成中。</u></p> <p>(3) 地域雇用創出推進事業の活用</p> <p>① 雇用拡大メニュー</p> <p>ア 地産地消推進事業</p> <p>イ 地場産品市場拡大事業</p>

	<p>5-3-2 釧路市で行う事業</p> <p>1 産業再生の取組み</p> <p>(1) 観光分野振興事業(平成16年度～)</p> <p>① 体験型(滞在型)観光推進事業</p> <p>② 地域間連携推進事業(異国プロジェクト)</p> <p>③ 交通観光資源活性化調査事業</p> <p>④ 観光・食産業連携事業</p> <p>(2) 情報通信分野事業(平成16年度～)</p> <p>① ITシステムの開発促進</p> <p>② 農家、農協等と連携した農産物栽培履歴管理システムの事業化検討</p> <p>③ 釧路ITクワーター推進協会(民間団体)へ</p>	<p>ウ 新製品開発事業</p> <p>地場産皮革製品開発事業</p> <p>地場産食材普及改良事業</p> <p>② 人材育成メニュー</p> <p>ア IT人材育成事業</p> <p>イ 工業技術講習会</p> <p>ウ 建設関連技能講習会</p> <p>エ 職長安全衛生責任者研修</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>ア U・Iターフェア事業</p> <p>イ 社会福祉施設マッチング事業</p> <p>ウ 就職促進事業</p> <p>エ 専門的人材誘致・確保事業</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組</p> <p>(1) 地場産品の普及促進事業(平成16年度～継続)</p> <p>地産地消の推進</p> <p>販路拡大/台湾との交流促進</p> <p>(2) 観光分野振興事業(平成16年度～)</p> <p>体験型(滞在型)観光推進事業</p> <p>地域間連携推進事業(異国プロジェクト)</p> <p>観光通観光資源活性化調査事業</p> <p>観光・食産業連携事業</p> <p>(3) 情報通信分野事業(平成16年度～)</p> <p>ITシステムの開発促進</p> <p>農家、農協等と連携した農産物栽培履歴管理システムの事業化</p>
--	--	---

	<p>の活動支援</p> <p>④ I T産業の人材育成、交流・連携の促進</p> <p>(3) 福祉分野(平成18年度～)</p> <p>① 自立支援プログラム</p> <p>(4) ものづくり分野(平成15年度～)</p> <p>① 技術開発・技術相談等の支援</p> <p>② 職業能力開発等の支援</p>	<p>検討</p> <p>銚路 I Tクラスター推進協会(民間団体)への活動支援</p> <p>I T産業の人材育成、交流・連携の促進</p> <p>(4) 福祉分野(平成18年度～)</p> <p>自立支援プログラム</p> <p>(5) ものづくり分野(平成15年度～)</p> <p>技術開発・技術相談等の支援</p> <p>職業能力開発等の支援</p>
<p>計画期間</p>	<p>6 計画期間</p> <p>地域再生計画の認定日～平成23年3月31日</p>	<p>VII 計画期間に関する事項</p> <p>厚生労働大臣の同意を得た日から平成23年3月31日までとする。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

3 「指標(目標値)」欄の下線部について、地域雇用創造計画では、「地域雇用創造推進事業・事業実施計画」等で目標値を変更した場合には、同事業実施計画による変更後の目標値を本計画の目標値とみなすこととしているため、変更後の目標値を記載した「地域雇用創造推進事業構想提案書」の該当箇所を抜粋している。

表 3-⑩-iii 地域再生計画（即戦力となる中核的人材創出計画）と地域雇用創出計画（北見地域雇用創出計画）の比較

計画作成主体	北見市	
計画	地域再生計画（即戦力となる中核的人材創出計画）	地域雇用創出計画（北見地域雇用創出計画）
区域	3 地域再生計画の区域 北見市の全域	1 自発雇用創出地域の区域 北海道北見市
指標（目標値）	4. 地域再生計画の目標 このため、今後の発展が期待される I T 産業、観光産業において、地域の特性を生かした産業振興を推進するため、即戦力となる中核的な人材の創出を図る。具体的には、様々な産業発展に結び付いていくことが期待できる地域雇用創出推進事業を実施し、3年間で210人の雇用の創出を目指す。	III 地域雇用開発の目標に関する事項 1 地域雇用創出推進事業の実施に伴う雇用創出 (1) アウトプット指標（略） (2) アウトカム指標 ① 平成19年度 40人（常雇26人、常雇以外14人、創業者人） ② 平成20年度 70人（常雇42人、常雇以外28人、創業者人） ③ 平成21年度 100人（常雇58人、常雇以外42人、創業者人） 合計 210人（常雇126人、常雇以外84人、創業者人）
事業	5 目標を達成するために行う事業 5-1・5-2（略） 5-3 その他の事業 5-3-1 地域雇用創出推進事業（新パッケージ事業） ①・②（略） ③ 事業内容 ア. 高度 I T 技術者養成事業 イ. 「滞在型」観光確立支援事業 ウ. 就職支援事業	VI 雇用の創出に資する方策その他当該自発雇用創出地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項 1 地域雇用開発の促進のための措置 (1) 地域が選択する重点産業に対する雇用対策支援の実施（地域創業助成） <u>地域における雇用創出を支援するため、サービス分野又は市町村等が自ら選択した重点分野において創業する者に対し、新規雇入れを条件として、助成を行う制度の活用</u> の推進を図り、創業による雇用機会の創出に努める。 <u>本地域では、09 食料品製造業、57 飲食料品小売業、70 一般飲食店を重点分野に設定している。</u>

	<p>5-3-2 その他自治体独自の取組み</p> <p>① 産学官共同研究開発委託事業</p> <p>② 企業立地促進事業</p> <p>③ 企業立地報奨制度</p> <p>④ 地域職業訓練センター支援事業</p> <p>⑤ 雇用就業推進事業</p> <p>⑥ 中小企業融資制度</p> <p>⑦ 観光振興事業</p> <p>⑧ 北見駅観光案内所運営費</p>	<p>(2) 地域雇用創造推進事業の活用</p> <p>① 雇用拡大メニユーム該当なし</p> <p>② 人材育成メニユーム</p> <p>ア 高度IT技術者養成事業</p> <p>イ 「滞在型」観光確立支援事業</p> <p>③ 就職促進メニユーム</p> <p>ア 就職支援事業</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組み</p> <p>(1) 産学官共同研究開発委託事業</p> <p>(2) 企業立地促進事業</p> <p>(3) 企業立地報奨制度</p> <p>(4) 地域職業訓練センター支援事業</p> <p>(5) 雇用就業推進事業</p> <p>(6) 中小企業融資制度</p> <p>(7) 観光振興事業</p> <p>(8) 北見駅観光案内所運営費</p>
<p>計画期間</p>	<p>6 計画期間</p> <p>認定の日から平成22年3月末まで</p>	<p>VII 計画期間に関する事項</p> <p>厚生労働大臣の同意を得た日から平成22年3月31日までとする。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。
2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

表 3-⑩-iv 地域再生計画（地域の人材育成を通じた中心市街地活性化と企業誘致による雇用創出プラン）と地域雇用創造計画（青森市地域雇用創造計画）の比較

計画作成主体	青森市																					
計画	地域再生計画（地域の人材育成を通じた中心市街地活性化と企業誘致による雇用創出プラン）	地域雇用創造計画（青森市地域雇用創造計画）																				
区域	3 地域再生計画の区域 青森市の全域	1 自発雇用創出地域の区域 青森県青森市																				
指標（目標値）	4 地域再生計画の目標 ○ 「地域雇用創造推進事業」における実施効果（地域求職者等の就職者数） 単位：人 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>実施年度</th> <th>総数</th> <th>うち常用雇用</th> <th>うち常雇以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年度</td> <td>75</td> <td>53</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>125</td> <td>73</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>155</td> <td>93</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>355</td> <td>219</td> <td>136</td> </tr> </tbody> </table>	実施年度	総数	うち常用雇用	うち常雇以外	20年度	75	53	22	21年度	125	73	52	22年度	155	93	62	計	355	219	136	III 地域雇用開発の目標に関する事項 1 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出 (1) アウトプット指標（略） (2) アウトカム指標 ① 平成19年度 75人 ② 平成20年度 125人 ③ 平成21年度 155人 合計 355人
実施年度	総数	うち常用雇用	うち常雇以外																			
20年度	75	53	22																			
21年度	125	73	52																			
22年度	155	93	62																			
計	355	219	136																			
事業	5 目標を達成するために行う事業 5-1・5-2（略） 5-3 その他の事業 5-3-1 支援措置「地域雇用創造推進事業」（新パッケージ事業）により取り組む (1) 事業の実施主体（略） (2) 事業の具体的内容と実施期間 I. 雇用拡大メニュー	VI 雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創出地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項 1 地域雇用開発の促進のための措置 (1) <u>中心市街地活性化法</u> 計 画 名：青森市中心市街地活性化基本計画 (2) <u>構造改革特区</u> 該当なし (3) <u>地域再生計画</u>																				

	<p>① パサーージュ広場出店者の起業家支援事業</p> <p>② 陸奥湾海産資源販路拡大事業</p> <p>③ 青森産品（りんご、カシス、ホタテ加工品等）商談能力向上事業</p> <p>④ 介護事業主雇用管理研修</p> <p>II. 人材育成メニュー</p> <p>① 観光コース提案者育成事業</p> <p>② 携帯コンテンツ作成研修事業</p> <p>③ 八甲田山岳ガイド育成事業</p> <p>④ 情報通信関連産業人材育成事業</p> <p>⑤ ホームヘルパーキャリアアコンサルティング事業</p> <p>⑥ ホームヘルパースキルアップ研修会</p> <p>III. 就職促進メニュー</p> <p>① ホームページ開設による情報提供事業</p> <p>5-3-2 本市独自の取り組み</p> <p>(1) 商業ベンチャー支援事業</p> <p>(2) つくり育てる漁業推進事業</p> <p>(3) ナマコの食ブランド化推進事業</p> <p>(4) 青森市物産展開催事業</p> <p>(5) 経営革新セミナー</p> <p>(6) I T Sを活用した観光情報提供</p> <p>(7) ユビキタス実証実験</p> <p>(8) 八甲田地区観光商品造成支援事業</p> <p>(9) 雇用促進助成金及び情報通信関連雇用促進補助金</p> <p>(10) 無料職業紹介業務</p>	<p>「遊休農地を活用した新たなチャレンジ計画」(平成18年7月3日:第4回認定)</p> <p>「次世代に引き継ぐ豊かで美しい自然環境計画」(平成18年3月31日:第3回認定)</p> <p>(4) 地域が選択する重点産業に対する雇用対策支援の実施(地域創業助成)</p> <p>地域における雇用創出を支援するため、サービス分野又は市町村等が自ら選択した重点分野において創業する者に対し、新規雇入れを条件として、助成を行う制度の活用を推進を図り、創業による雇用機会の創出に努める。</p> <p>本地域では、09 食料品製造業、57 飲食料品小売業、70 一般飲食店を重点分野に設定している。</p> <p>(5) 地域雇用開発助成金の活用</p> <p>地域雇用開発促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域において、雇用開発に取り組み事業主を支援するため、地域雇用開発助成金を支給する。</p> <p>青森県が策定した津軽地域雇用開発促進計画に平成19年10月1日付で厚生労働大臣が同意し、深浦を含む津軽地域が同意雇用開発促進地域となった。</p> <p>(6) 企業立地促進法に基づく各種支援制度の活用</p> <p>平成19年度に認定された企業立地促進法に基づく基本計画では、青森市を含む津軽地域6市7町2村の区域で①光技術関連産業、②あおもり農工ベสต์ミックス新産業、③あおもりウエルネスランド構想関連産業の3つの産業集積を図ることとしている。</p>
--	---	--

	<p>(11) 経営者支援セミナー (12) 福祉の仕事相談フェア (13) 福祉施設就労体験事業</p>	<p>活用できる支援制度は、協議会活動支援、産業立地支援などの協議会に対する支援、設備投資減税など企業に対する支援、頑張る地方応援プログラムにおける交付税算定措置、<u>企業立地促進に係る地方交付税措置などがある。</u></p> <p>(7) 地域雇用創造推進事業の活用</p> <p>① 雇用拡大メニュー</p> <p>ア パサーージュ広場出店者の起業家支援事業 イ 陸奥湾海産資源販路拡大事業 ウ 青森産品（りんご、カシス、ホタテ加工品等）商談能力向上事業</p> <p>エ 介護事業主雇用管理研修</p> <p>② 人材育成メニュー</p> <p>ア 観光コース提案者育成事業 イ 携帯コンテンツ作成研修事業 ウ 八甲田山岳ガイド育成事業 エ 情報通信関連産業人材育成事業 オ ホームヘルパーキャリアアップ研修会 カ ホームヘルパースキルアップ研修会</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>ア ホームページ開設による情報提供事業</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組</p> <p>① 商業ベンチャー支援事業 ② つくり育てる漁業推進事業 ③ ナマコの食ブランド化推進事業 ④ 青森市物産展開催事業</p>
--	---	---

		<p>⑤ 経営革新セミナー</p> <p>⑥ I T S を活用した観光情報提供</p> <p>⑦ ユビキタス実証実験</p> <p>⑧ 八甲田地区観光商品造成支援事業</p> <p>⑨ 経営者支援セミナー</p> <p>⑩ 福祉の仕事相談フェア</p> <p>⑪ 福祉施設就労体験事業</p> <p>⑫ 雇用促進助成金及び情報通信関連雇用促進補助金</p> <p>⑬ 無料職業紹介業務</p>
<p>計画期間</p>	<p>6 計画期間 認定の日から平成 23 年 3 月末まで</p>	<p>VII 計画期間に関する事項 厚生労働大臣の同意を得た日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

表 3-⑩-v 地域再生計画（弘前型「産業集積と観光振興」による雇用創出プラン）と地域雇用創造計画（弘前市地域雇用創造計画）の比較

計画作成主体	弘前市																																																								
計画	地域再生計画（弘前型「産業集積と観光振興」による雇用創出プラン）	地域雇用創造計画（弘前市地域雇用創造計画）																																																							
区域	3 地域再生計画の区域 弘前市の全域	1 自発雇用創造地域の区域 青森県弘前市																																																							
指標（目標値）	<p>4 地域再生計画の目標</p> <p>本地域再生計画の支援措置「地域雇用創造推進事業」におけるアウトプット指標 （単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業メニユー</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用拡大メニユー（事業主を対象）</td> <td>50</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>人材育成メニユー（地域求職者を対象）</td> <td>145</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>545</td> </tr> <tr> <td>就職促進メニユー</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>245</td> <td>390</td> <td>390</td> <td>1,025</td> </tr> </tbody> </table> <p>本地域再生計画の支援措置「地域雇用創造推進事業」におけるアウトカム指標 （単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業メニユー</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用拡大メニユー（事業主を対象）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>人材育成メニユー（地域求職者を対象）</td> <td>60</td> <td>85</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>就職促進メニユー</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>65</td> <td>95</td> <td>105</td> <td>105</td> <td>265</td> </tr> </tbody> </table>	事業メニユー	20年度	21年度	22年度	計	雇用拡大メニユー（事業主を対象）	50	90	90	230	人材育成メニユー（地域求職者を対象）	145	200	200	545	就職促進メニユー	50	100	100	250	計	245	390	390	1,025	事業メニユー	19年度	20年度	21年度	22年度	計	雇用拡大メニユー（事業主を対象）	—	—	—	—	—	人材育成メニユー（地域求職者を対象）	60	85	95	95	240	就職促進メニユー	5	10	10	10	25	計	65	95	105	105	265	<p>III 地域雇用開発の目標に関する事項</p> <p>1 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出</p> <p>(1) アウトプット指標</p> <p>イ 雇用拡大メニユー（利用企業数）</p> <p>① 平成 20 年度 80 社</p> <p>② 平成 21 年度 120 社</p> <p>③ 平成 22 年度 120 社</p> <p>合計 320 社</p> <p>ロ 人材育成メニユー（利用者数）</p> <p>① 平成 20 年度 135 人【地域求職者数 130 人、在職者 5 人】</p> <p>② 平成 21 年度 185 人【地域求職者数 180 人、在職者 5 人】</p> <p>③ 平成 22 年度 185 人【地域求職者数 180 人、在職者 5 人】</p> <p>合計 505 人【地域求職者数 490 人、在職者 15 人】</p> <p>ハ 就職促進メニユー</p> <p>① 平成 20 年度 50 人【地域求職者数 50 人、在職者 0 人】</p> <p>② 平成 21 年度 100 人【地域求職者数 100 人、在職者 0 人】</p> <p>③ 平成 22 年度 100 人【地域求職者数 100 人、在職者 0 人】</p> <p>合計 250 人【地域求職者数 250 人、在職者 0 人】</p>
事業メニユー	20年度	21年度	22年度	計																																																					
雇用拡大メニユー（事業主を対象）	50	90	90	230																																																					
人材育成メニユー（地域求職者を対象）	145	200	200	545																																																					
就職促進メニユー	50	100	100	250																																																					
計	245	390	390	1,025																																																					
事業メニユー	19年度	20年度	21年度	22年度	計																																																				
雇用拡大メニユー（事業主を対象）	—	—	—	—	—																																																				
人材育成メニユー（地域求職者を対象）	60	85	95	95	240																																																				
就職促進メニユー	5	10	10	10	25																																																				
計	65	95	105	105	265																																																				

(2) アウトカム指標

- ① 平成20年度 65人 (常雇 33人、常雇以外 29人、創業者 3人)
 - ② 平成21年度 95人 (常雇 45人、常雇以外 47人、創業者 3人)
 - ③ 平成22年度 105人 (常雇 55人、常雇以外 47人、創業者 3人)
- 合計 265人 (常雇 133人、常雇以外 123人、創業者 9人)

(アウトカム指標の内訳)

	平成20年度			平成21年度			平成22年度			アウトカム指標 設定の概観
	常雇	常雇以外	創業者	常雇	常雇以外	創業者	常雇	常雇以外	創業者	
ロ 人材育成 メニュー ①地元特産品流通・販売促進事業	7人 0人 5人 2人	7人 0人 5人 2人	7人 0人 5人 2人	7人 0人 5人 2人	7人 0人 5人 2人	7人 0人 5人 2人	7人 0人 5人 2人	7人 0人 5人 2人	21人 0人 15人 6人	受給した地域高齢者の数が地域福祉分野の飲食料品卸売業等に雇用または飲食料品小売業等の個人事業主となる。これは、人材育成研修の効果により、地域人材育成の効果が現れている。
②福祉・ICT技術者人材育成事業	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	35人 35人 0人 0人	受講した地域高齢者の数が、地域福祉分野の福祉サービス業、電子部品・デバイスの製造業等に雇用される。これは、人材育成研修の効果により、地域人材育成の効果が現れている。
③高齢者人材育成事業	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	21人 21人 0人 0人	受講した地域高齢者の数が、地域福祉分野の福祉サービス業、電子部品・デバイスの製造業等に雇用される。これは、人材育成研修の効果により、地域人材育成の効果が現れている。
④コーポレート人材育成事業	10人 10人 0人 0人	10人 10人 0人 0人	10人 10人 0人 0人	10人 10人 0人 0人	10人 10人 0人 0人	10人 10人 0人 0人	10人 10人 0人 0人	10人 10人 0人 0人	40人 40人 0人 0人	受講者の80%以上が退社が見込まれる地域福祉分野の福祉サービス業等に雇用される。就職率を大きく向上しているが、受講生の多くに研修後の就職が実現し、そのため、当該分野は拡大している。
⑤ホテル従業員人材育成セミナー	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	25人 25人 0人 0人	受講者の33%が地域福祉分野の福祉サービス業等に雇用される。研修の効果により、ホテル業界の就職率を向上させた。
⑥観光ガイド養成講座	7人 4人 3人 0人	7人 4人 3人 0人	7人 4人 3人 0人	7人 4人 3人 0人	7人 4人 3人 0人	7人 4人 3人 0人	7人 4人 3人 0人	7人 4人 3人 0人	31人 12人 13人 6人	受講者の36~50%が地域福祉分野の福祉サービス業等に雇用される。研修の効果により、観光業界の就職率を向上させた。
⑦観光ガイド人材育成事業	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	7人 7人 0人 0人	21人 21人 0人 0人	受講者の36~50%が地域福祉分野の福祉サービス業等に雇用される。研修の効果により、観光業界の就職率を向上させた。
⑧地域福祉メニュー ①福祉会ホームページ事業	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	10人 10人 0人 0人	情報提供を活用した地域福祉として、事業利用者のニーズに応える。ホームページの活用により、地域福祉の効果が現れている。
ロ 人材育成メニュー ②地域福祉メニュー	80人 33人 24人 3人	80人 33人 24人 3人	80人 33人 24人 3人	80人 33人 24人 3人	80人 33人 24人 3人	80人 33人 24人 3人	80人 33人 24人 3人	80人 33人 24人 3人	240人 133人 98人 9人	多くの人材育成メニューの合計で、1年目85人、2年目85人、3年目95人の合計265人が就職する。
合計	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	5人 5人 0人 0人	25人 25人 0人 0人	情報提供を活用した地域福祉として、事業利用者250人のうち、25人の就職を見込む。

事業	<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1・5-2 (略)</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 支援措置 地域雇用創出推進事業(新パッケージ事業)により取り組む事業</p> <p>(1) 事業の実施主体</p> <p>(2) 地域重点分野の設定</p> <p>(3) 事業の具体的内容</p> <p>I 雇用拡大メニュー(事業主を対象)</p> <p>1) 地元特産品商品開発マーケティング事業</p> <p>2) 野菜工場推進事業</p> <p>3) 観光コンシェルジュ養成事業</p> <p>①フィルムツアーリズムセミナー</p> <p>②インバウンド観光セミナー</p> <p>③温泉旅館経営指導セミナー</p> <p>II 人材育成メニュー(地域求職者を対象)</p> <p>1) 地元特産品流通・販売促進事業</p> <p>2) 光関連産業人材育成事業</p> <p>①組込ソフト開発人材育成事業</p> <p>②CAD/CAM 技術者人材育成事業</p> <p>③コールセンター人材育成事業</p> <p>3) 観光産業人材育成事業</p> <p>①ホテル従業員人材育成事業</p> <p>②観光ガイド養成講座</p> <p>③観光サポーター人材育成事業</p> <p>III 就職促進メニュー</p>	<p>VI 雇用の創出に資する方策その他当該自発雇用創出地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項</p> <p>1 地域雇用開発の促進のための措置</p> <p>(1) 地域が選択する重点産業に対する雇用対策支援の実施(地域創業助成金)</p> <p>地域における雇用創出を支援するため、サービス分野又は市町村等が自ら選択した重点分野において創業者の者に対し、新規雇入れを条件として、助成を行う制度の活用を推進を図り、創業による雇用機会の創出に努める。</p> <p>本地域では、09 食料品製造業、57 飲食料品小売業、70 一般飲食店を重点分野に設定している。</p> <p>(2) 地域雇用開発助成金の活用</p> <p>地域雇用開発促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域において、雇用開発に取り組む事業主を支援するため、地域雇用開発助成金を支給する。</p> <p>青森県が策定した津軽地域雇用開発促進計画に平成 19 年 10 月 1 日付で厚生労働大臣が同意し、深浦を含む津軽地域が同意雇用開発促進地域となった。</p> <p>(3) 企業立地促進法に基づく各種支援制度の活用</p> <p>平成 19 年度に認定された企業立地促進法に基づく基本計画では、深浦町を含む津軽地域 6 市 7 町 2 村の区域で①光技術関連産業、②あおり農工パストミックス新産業、③あおりウェルネスランド構想関連産業の 3 つの産業集積を図ることとしている。</p> <p>活用できる支援制度は、協議会活動支援、産業立地支援などの協議会に対する支援、設備投資減税など企業に対する支援、頑張る地方応援プログラムにおける交付税算定措置、企業立地促進に係る地</p>
----	---	--

	<p>1) 協議会ホームページ事業</p> <p>5-3-2 本市独自の取り組み</p> <p>(1) 光技術産業関連事業</p> <p>(2) 農工ベスタミックス構想推進事業</p> <p>(3) 四大まつり等観光事業</p> <p>(4) 弘前感交劇場推進プロジェクト</p> <p>(5) 東北新幹線新青森駅開業に向けた観光振興事業</p>	<p><u>方交付税措置などがある。</u></p> <p>(4) 地域雇用創造推進事業の活用 雇用拡大メニュー（事業主を対象）</p> <p>1) 地元特産品開発マーケティング事業</p> <p>2) りんごIT情報人材促進セミナー</p> <p>3) 野菜工場推進事業</p> <p>4) 観光コンシェルジュ養成事業</p> <p>①フイルムツアーズムセミナー</p> <p>②インバウンド観光セミナー</p> <p>③温泉旅館経営指導セミナー</p> <p>人材育成メニュー（地域求職者を対象）</p> <p>1) 地元特産品流通・販売促進事業</p> <p>2) 光関連産業人材育成事業</p> <p>①組込ソフト開発人材育成事業</p> <p>②CAD/CAM技術者人材育成事業</p> <p>③コールセンター人材育成事業</p> <p>3) 観光産業人材育成事業</p> <p>①ホテル従業員人材育成事業</p> <p>②観光ガイド養成講座</p> <p>③観光サポーター人材育成事業</p> <p>就職促進メニュー</p> <p>1) 協議会ホームページ事業</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組</p> <p>(1) 光技術産業関連事業</p> <p>(2) 農工ベスタミックス構想推進事業</p> <p>(3) 四大まつり等観光事業</p>
--	---	---

		(4) 弘前感交劇場推進プロジェクト (5) 東北新幹線新青森駅開業に向けた観光振興事業
計画期間	6 計画期間 認定の日から平成23年3月末まで	VII 計画期間に関する事項 厚生労働大臣の同意を得た日から平成23年3月31日までとする。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

表 3-⑩-vi 地域再生計画(産業観光を活かした会津地域雇用創造プロジェクト)と地域雇用創造計画(福島県会津地域雇用創造計画)の比較

計画作成主体	福島県、会津若松市、喜多方市、福島県南会津郡下郷町、福島県南会津郡檜枝岐村、福島県南会津郡只見町、福島県南会津郡南会津町、福島県耶麻郡北塩原村、福島県耶麻郡西会津町、福島県耶麻郡磐梯町、福島県耶麻郡猪苗代町、福島県河沼郡会津坂下町、福島県河沼郡湯川村、福島県河沼郡柳津町、福島県大沼郡三島町、福島県大沼郡金山町、福島県大沼郡昭和村、福島県大沼郡会津美里町	
計画	地域再生計画(産業観光を活かした会津地域雇用創造プロジェクト)	地域雇用創造計画(福島県会津地域雇用創造計画)
区域	3 地域再生計画の区域 会津若松市及び喜多方市並びに福島県南会津郡下郷町、檜枝岐村、只見町及び南会津町並びに福島県耶麻郡北塩原村、西会津町、磐梯町及び猪苗代町並びに福島県河沼郡会津坂下町、湯川村及び柳津町並びに福島県大沼郡三島町、金山町、昭和村及び会津美里町の全域	1 自発雇用創造地域の区域 福島県会津地域 (会津若松市、喜多方市、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町)
指標(目標値)	4 地域再生計画の目標 ー 目標における指標ー ①本計画による、新規雇用者数の合計(計画期間終了時) 835人 ②本計画による、新規創業者数の合計(計画期間終了時) 46人	III 地域雇用開発の目標に関する事項 1 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出 (1) アウトプット指標(略) (2) アウトカム指標 ① 平成19年度 401人(常雇342人、常雇以外39人、創業者20人) ② 平成20年度 442人(常雇376人、常雇以外43人、創業者23人) ③ 平成21年度 442人(常雇376人、常雇以外43人、創業者23人) 合計1,285人(常雇1,094人、常雇以外125人、創業者66人)

		<p>(参考：地域雇用創造推進事業 事業構想提案書)</p> <p>5 事業実施による効果</p> <p>(1) アウトプット指標 (略)</p> <p>(2) アウトカム指標</p> <p>① 1年度目 275人 (常雇235人、常雇以外26人、創業者14人)</p> <p>② 2年度目 303人 (常雇258人、常雇以外29人、創業者16人)</p> <p>③ 3年度目 303人 (常雇258人、常雇以外29人、創業者16人)</p> <p>合計 881人 (常雇751人、常雇以外84人、創業者46人)</p>
<p>事業</p>	<p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1・5-2 (略)</p> <p>5-3 その他の事業</p> <p>5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置</p> <p>I 雇用拡大メニュー</p> <p>(1) 会津地域の観光分野における就職促進事業</p> <p>(2) 会津地域の資源・特色を活かしたもののづくり分野における就職促進事業</p> <p>(3) 会津地域の先端産業の育成による就職促進事業</p> <p>II 人材育成メニュー</p> <p>(1) 会津地域の観光分野における就職促進事業</p> <p>(2) 会津地域の資源・特色を活かしたもののづくり分野における就職促進事業</p> <p>(3) 会津地域の先端産業の育成による就職促進事業</p> <p>III 就職促進メニュー</p>	<p>VI 雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項</p> <p>1 地域雇用開発の促進のための措置</p> <p>(1) 地域の雇用再生プログラム支援措置</p> <p>a 事業名 <u>ものづくり人材育成のための専門高校・地域産業連携事業</u></p> <p>b 事業内容 <u>大手半導体製造業・地元中小企業と工業高校とが一体となつて取り組むものづくり人材育成</u></p> <p>(2) 地域再生総合プログラムに基づく支援措置以外の省庁施策の活用</p> <p>a 事業名 <u>中小企業地域資源活用プログラム</u></p> <p>b 事業内容 <u>産業の技術、農業水産品、観光資源等を活用した新事業の創出</u></p> <p>(3) 企業立地促進法に基づく各種支援制度の活用</p> <p>a 事業名 <u>企業立地等を通じた地域産業活性化</u></p> <p>b 事業内容 <u>基本計画に基づく企業立地・集積・事業高度化等に係る各種支援により、産業活性化を図ることによる雇用の創出</u></p> <p>(4) 地域雇用開発助成金の活用</p> <p>a 事業内容 <u>地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域 (会津地域)</u></p>

	<p>(1) 専門窓口設置による相談・訓練事業 (2) 求職者と企業マッチング事業 (3) 情報発信事業</p> <p>5-3-2 地域再生基本方針に基づき支援措置に よらない独自の取り組み</p> <p>1. 観光産業分野 〔県の取組み〕</p> <p>①会津高等技術専門学校による人材育成事業 ②尾瀬環境学習支援事業の推進 ③へルスツーリズム連携事業</p> <p>〔市町村・経済団体等の取組み〕</p> <p>①会津地域経済循環推進協議会の設立 ②ビジット南会津推進事業 ③会津地区郷土料理推奨店事業 ④下野街道観光誘客事業</p> <p>2. ものづくり産業分野 〔県の取組み〕</p> <p>①福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援 センターによる技術支援事業 ②ふくしま産品振興アクションプログラム (平成18年6月)の推進 ③食と農の絆づくり推進事業</p> <p>〔市町村・経済団体等の取組み〕</p> <p>①新規就農者支援事業 ②会津ブランド推進事業</p>	<p>において、雇用開発に取り組む事業主を支援するため、地域 雇用開発助成金を支給する。</p> <p>(5) 地域雇用創造推進事業の活用</p> <p>① 雇用拡大メニュー (事業主を対象)</p> <p>(1) 会津地域の観光分野における就職促進事業 (2) 会津地域の資源・特色を活かしたものでづくり分野における就職促進 事業</p> <p>(3) 会津地域の先端産業の育成による就職促進事業</p> <p>② 人材育成メニュー (地域求職者等を対象)</p> <p>(1) 会津地域の観光分野における就職促進事業 (2) 会津地域の資源・特色を活かしたものでづくり分野における就職促進 事業</p> <p>(3) 会津地域の先端産業の育成による就職促進事業</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>(1) 常設専門窓口設置による相談・訓練事業 (2) 求職者と企業マッチング事業 (3) 情報発信事業</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組</p> <p>1. 観光産業分野 〔県の取組み〕</p> <p>①会津高等技術専門学校による人材育成事業 ②尾瀬環境学習支援事業の推進 ③へルスツーリズム連携事業</p> <p>〔市町村・経済団体等の取組み〕</p> <p>①会津地域経済循環推進協議会の設立</p>
--	---	---

	<p>③特定法人貸付事業（旧：喜多方市アグリ特区）</p> <p>3. 先端産業分野 〔県の取組み〕</p> <p>①企業誘致・立地企業振興対策の推進 ②産学官連携の推進 〔市町村・経済団体等の取組み〕</p> <p>①企業OB人材マッチング事業 ②会津産IT技術認定 ③企業誘致促進事業</p>	<p>②ビジット南会津推進事業 ③会津地区郷土料理推奨店事業 ④下野街道観光誘客事業</p> <p>2. ものづくり産業分野 〔県の取組み〕</p> <p>①福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センターによる技術支援事業 ②ふくしま産品振興アクションプログラム（平成18年6月）の推進 ③食と農の絆づくり推進事業 〔市町村・経済団体等の取組み〕</p> <p>①新規就農者支援事業 ②会津ブランド推進事業 ③特定法人貸付事業（旧：喜多方市アグリ特区）</p> <p>3. 先端産業分野 〔県の取組み〕</p> <p>①企業誘致・立地企業振興対策の推進 ②産学官連携の推進 〔市町村・経済団体等の取組み〕</p> <p>①企業OB人材マッチング事業 ②会津産IT技術認定 ③企業誘致促進事業</p>
<p>計画期間</p>	<p>6 計画期間</p> <p>認定の日から平成23年3月末日まで</p>	<p>VII 計画期間に関する事項</p> <p>厚生労働大臣の同意を得た日から平成23年3月31日までとする。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

3 「指標（目標値）」欄の下線部について、地域雇用創造計画では、「地域雇用創造推進事業・事業実施計画」等で目標値を変更した場合には、同事業実施計画による変更後の目標値を本計画の目標値とみなすこととしているため、変更後の目標値を記載した「地域雇用創造推進事業構想提案書」の該当箇所を抜粋している。

表 3-⑩-vii 地域再生計画（「とっとり高度人材『燦然』プラン」－高度な技術者等の育成を通じた産業集積の実現による持続的な雇用創造－）と地域雇用創造計画（鳥取県地域雇用創造計画）の比較

計画作成主体	鳥取県、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町		
計画	地域再生計画（「とっとり高度人材『燦然』プラン」－高度な技術者等の育成を通じた産業集積の実現による持続的な雇用創造－）	地域雇用創造計画（鳥取県地域雇用創造計画）	
区域	3 地域再生計画の区域 米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町の全域	1 自発雇用創造地域の区域 鳥取県 〔米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町〕	
指標（目標値）	4 地域再生計画の目標 (1) 現状と課題（略） (2) 目標 【地域雇用創造推進事業における雇用創造に向けた目標】 アウトプット指標 事業利用件数 雇用創出件数 平成20年度 212 52 平成21年度 1,326 488 平成22年度 1,398 512 合計 2,936 1,052	III 地域雇用開発の目標に関する事項 1 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出 (1) アウトプット指標 イ 雇用拡大メニユー（利用企業数）（略） ロ 人材育成メニユー（利用者数） ①1年度目 94人【地域求職者76人、在職者18人】 ②2年度目 911人【地域求職者729人、在職者182人】 ③3年度目 963人【地域求職者771人、在職者192人】 合計 1,968人 ハ 就職促進メニユー ①1年度目 118人【地域求職者80人、在職者38人】 ②2年度目 410人【地域求職者292人、在職者118人】	

		<p>③3年度目 430人【地域求職者 276人、在職者 154人】 合計 958人 (後略)</p> <p>(2) アウトカム指標</p> <p>①1年度目 52人【常雇 38人、常雇以外 14人、創業者 0人】 ②2年度目 485人【常雇 336人、常雇以外 149人、創業者 0人】 ③3年度目 509人【常雇 352人、常雇以外 157人、創業者 0人】 合計 1,046人</p>
事業	5 目標を達成するために行う事業 5-1・5-2 (略) 5-3 その他の事業 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取組 (1) 雇用拡大メニュー ① 事業拡大等に要する即戦力人材確保事業 ② 「燦然」人材について語るトップセミナー等開催事業 ③ 「人材ナビゲーター」派遣事業 (2) 人材育成メニュー (地域求職者等を対象) ① ビジネススタッフ増強事業 ② テクニカルサポート育成事業 ③ エンジニア (品質工学・液晶技術) 育成事業 ④ アパレル・電気・機械オペレーター育成事業 ⑤ IT人材育成事業 (3) 就職促進メニュー ① UJIターンの就職フェア実施事業	VI 雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項 1 地域雇用開発の促進のための措置 (1) 地域雇用開発助成金の支給 a 事業内容： 地域に事業所を設置又は整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主等に対して地域雇用促進奨励金等を支給 (2) 地方再生中小企業創業助成金の支給 a 事業内容： 雇用改善の動きが弱い地域における地方再生分野に該当する分野で創業する事業主に対して創業支援金等を支給 (飲食店、飲食料点小売業又はその他の小売業) (3) ものづくり人材育成のための専門学校・地域産業連携事業 (工業高校実践教育導入事業) の実施 a 事業内容： 産業界と工業高校の実践的な人材育成プログラム の充実を図り、産業界と工業高校の連携によるもの

	<p>② (UJIターナー希望者向け) 企業見学会の開催</p> <p>③ (UJIターナー希望者向け) インターンシップの実施</p> <p>④ (県内求職者向け) 企業見学会の開催</p> <p>⑤ (人材育成メニュ参加者向け) 企業見学会・就職フェアの開催</p> <p>5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない独自の取組</p> <p>(1) 企業立地重点戦略分野</p> <p>① 企業立地促進法に基づく「鳥取県地域産業活性化基本計画」の策定(平成19年10月17日国同意)</p> <p>② 企業立地の促進</p> <p>③ 次世代・地域資源産業育成支援</p> <p>④ 経営革新による新たなビジネスモデルの創出</p> <p>⑤ 打って出る(県外への事業展開)</p> <p>⑥ 「産学金官」連携による産業支援体制</p> <p>⑦ とっとり企業支援ネットワーク</p> <p>⑧ 異業種交流の推進</p> <p>⑨ 中部地区産学金官連携推進連絡会</p> <p>⑩ 産学金官連携情報交換会</p> <p>⑪ 鳥取大学産学・地域連携推進室連絡会</p> <p>⑫ 液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業</p> <p>⑬ 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成</p> <p>⑭ 実践的産業人材育成事業</p>	<p>づくり人材育成の仕組みの構築を目指す。特に、鳥取県においては、集積する電気電子産業及びその周辺産業における人材育成のために①回路設計、②ソフトウェア開発、③機械加工、④電力供給、メンテナンス分野等における事業に取り組む。</p> <p>(4) 企業立地促進を通じた地域産業活性化(国同意：平成19年10月17日)</p> <p>a 支援内容：○ 工場立地法の特例に基づく緑地率の緩和</p> <p>○ 農地転用率手続の迅速化</p> <p>○ 立地企業への設備投資減税</p> <p>○ 地方税減免に伴う交付税措置 など</p> <p>(5) 中小企業地域資源活用プログラム</p> <p>a 事業内容：地方中小企業応援ファンド</p> <p>《事業名》 次世代・地域資源産業育成事業</p> <p>○ スタート・アップ型(補助金)</p> <p>県と中小機構がファンドを創設し、運用益により企業に助成(運営規模：50億円)</p> <p>○ ステップ・アップ型(投資)</p> <p>県・中小機構・金融機関等が有限責任組合を創設し、資金を企業に投資(運営規模：7.5億円、5億円)</p> <p>(6) 地域雇用創造推進事業の活用</p> <p>① 雇用拡大メニュ(事業主を対象)</p> <p>ア 事業拡大等に要する即戦力人材確保事業</p> <p>イ 「燦然」人材について語るトップセミナー等開催事業</p>
--	---	--

	<p>⑬ 戦略的な人材育成と研究開発</p> <p>(2) 事務管理関連分野</p> <p>○ 事務管理部門誘致のための補助制度の創設</p>	<p>ウ 「人財ナビゲーター」派遣事業</p> <p>② 人材育成メニミュー（地域求職者を対象）</p> <p>ア ビジネススタツプ増強事業</p> <p>イ テクニカルサポート育成事業</p> <p>ウ エンジニア（品質工学・液晶技術）育成事業</p> <p>エ アパレル・電気・機械オペレーター育成事業</p> <p>オ IT人材育成事業</p> <p>③ 就職促進メニミュー</p> <p>ア UJIターン就職フェア実施事業</p> <p>イ（UJIターン希望者向け）企業見学会の開催等</p> <p>ウ（県内求職者向け）企業見学会の開催</p> <p>エ（人材育成メニミュー参加者向け）企業見学会・就職フェアの開催</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組</p> <p>《企業立地重点戦略分野》</p> <p>① 企業立地促進法に基づく「鳥取県地域産業活性化基本計画」の策定（平成19年10月17日国同意）</p> <p>② 企業立地の促進</p> <p>③ 次世代・地域資源産業育成支援</p> <p>④ 経営革新による新たなビジネスモデルの創出</p> <p>⑤ 打って出る（県外への事業展開）</p> <p>⑥ 「産学金官」連携による産業支援体制</p> <p>⑦ とつとり企業支援ネットワーク</p> <p>[市町村・経済団体等の取組]</p> <p>ア 異業種交流の推進</p>
--	---	---

		<p>イ 中部地区産学金官連携推進連絡会 ウ 産学金官連携情報交換会 エ 鳥取大学産学・地域連携推進室連絡会 オ 液晶ディスプレイ関連産業製造中核人材育成事業 カ 基盤的産業人材育成及び高度専門人材育成 キ 実践的産業人材育成事業 ク 戦略的な人材育成と研究開発</p> <p>《事務管理関連分野》</p> <p>① 事務管理部門誘致のための補助制度の創設</p>
<p>計画期間</p>	<p>6 計画期間 認定の日から平成23年3月末まで</p>	<p>VII 計画期間に関する事項 厚生労働大臣の同意を得た日から平成23年3月31日までとする。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

表 3-⑩-viii 地域再生計画（「延岡市工業振興ビジョンの実現及び中心市街地活性化」による地域再生計画）と地域雇用創造計画（延岡地域雇用創造計画）の比較

計画作成主体	延岡市		
計画	地域再生計画（「延岡市工業振興ビジョンの実現及び中心市街地活性化」による地域再生計画）	地域雇用創造計画（延岡地域雇用創造計画）	
区域	3、地域再生計画の区域 延岡市の全域	1 自発雇用創造地域の区域 宮崎県延岡市	
指標（目標値）	4、地域再生計画の目標 4-1・4-2（略） 4-3 目標 前項において述べた課題を解決し、地域の活性化を図るため、以下の通り目標を設定する。 ◆ 地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）による雇用創出 373 人 （平成 20 年度～平成 22 年度） ◆ 工業統計調査による製造品出荷額について、91 億円アップの 2,831 億円まで回復 （平成 17 年ベース/平成 22 年目標） ◆ 年間有効求人倍率について 0.07 ポイントアップの 0.55 倍まで回復 （平成 19 年ベース/平成 22 年目標）	III 地域雇用開発の目標に関する事項 1 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出 (1) アウトプット指標（略） (2) アウトカム指標 ① 平成 20 年度 103 人（常雇 90 人、常雇以外 10 人、創業者 3 人） ② 平成 21 年度 135 人（常雇 119 人、常雇以外 13 人、創業者 3 人） ③ 平成 22 年度 135 人（常雇 119 人、常雇以外 13 人、創業者 3 人） 合計 373 人（常雇 328 人、常雇以外 36 人、創業者 9 人）	
事業	5 目標を達成するために行う事業 5-1・5-2（略） 5-3 その他の事業	VI 雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項 1 地域雇用開発の促進のための措置	

	<p>5-3-1 地域雇用創出推進事業（新パッケージ事業）</p> <p>(1) 実施主体（略）</p> <p>(2) 実施期間（略）</p> <p>(3) 実施内容</p> <p>① 雇用拡大メニュー（事業主を対象）</p> <p>ア 次世代リダー育成塾</p> <p>イ 企業連携コワーキングネットワーク事業</p> <p>ウ 高度設計能力開発事業</p> <p>② 人材育成メニュー（地域求職者等を対象）</p> <p>ア 起業支援事業</p> <p>イ 市街地産業人材育成事業</p> <p>ウ 設計人材育成事業</p> <p>エ 製造現場人材育成事業</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>ア 就職マッチング事業</p> <p>イ U・I・Jターン人材発掘事業</p> <p>ウ 製造業・情報・サービス業就職説明会</p> <p>エ 広報・情報提供事業</p> <p>5-3-2 その市が独自に行う事業</p> <p>(1) 製造業等技術製品出展助成事業</p> <p>(2) 中小企業技術改善費助成事業</p> <p>(3) 企業立地奨励補助事業（情報サービス施設）</p> <p>(4) 企業立地推進賃料助成事業（情報サービス施設）</p> <p>(5) 企業立地施設整備助成事業（情報サービス施設）</p> <p>(6) 企業立地推進展開事業（情報サービス施設）</p>	<p>(1) 地域雇用創出推進事業の活用</p> <p>地域雇用創出推進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である。雇用創出促進地域その他の雇用創出が必要な地域において、雇用創出に取り組む事業主を支援するため、地域雇用創出助成金を支給します。</p> <p>(2) 企業立地促進法に基づく各種支援制度の活用</p> <p>現在集積されている機械金属・プラスチック関連、電気・電子機器関連、医療機器関連産業のポテンシャルを最大限生かした更なる企業集積を図るとともに、今後はIT関連、創薬関連企業の集積を進めるため、これらの施設整備を行います。さらに現在のJR延岡駅を活用し大型コンテナを扱うことができる物流基盤整備を行います。</p> <p>(3) 地域雇用創出推進事業の活用</p> <p>① 雇用拡大メニュー（事業主を対象）</p> <p>ア 次世代リダー育成塾</p> <p>イ 企業連携コワーディングネットワーク事業</p> <p>ウ 高度設計能力開発事業</p> <p>② 人材育成メニュー（地域求職者等を対象）</p> <p>ア 起業支援事業</p> <p>イ 市街地産業人材育成事業</p> <p>ウ 設計人材育成事業</p> <p>エ 製造現場人材育成事業</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>ア 就職マッチング事業</p> <p>イ U・I・Jターン人材発掘事業</p>
--	---	---

	<p>(7) 中小企業資金貸付事業 (8) 商業活性化事業 (9) 商店街空き店舗活用支援事業 (10) まちなか活性化支援事業</p>	<p>ウ 製造業・情報・サービス業就職説明会 エ 広報・情報提供事業</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組 (1) 製造業等技術製品出展助成事業 (2) 中小企業技術改善費助成事業 (3) 企業立地奨励補助事業 (情報サービス施設) (4) 企業立地推進賃料助成事業 (情報サービス施設) (5) 企業立地施設整備助成事業 (情報サービス施設) (6) 企業立地推進開業事業 (情報サービス施設) (7) 中小企業資金貸付事業 (8) 商店街空き店舗活用支援事業 (9) まちなか活性化支援事業</p>
<p>計画期間</p>	<p>6 計画期間 認定の日から平成23年3月31日まで</p>	<p>VII 計画期間に関する事項 厚生労働大臣の同意を得た日から平成23年3月31日までとする。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

表 3-⑩-ix 地域再生計画（「にぎわいと活力あふれるまち 元気都市・かごしま」を目指す人材育成・雇用創出事業）と地域雇用創造計画（鹿児島市地域雇用創造計画）の比較

計画作成主体	鹿児島市											
計画	地域再生計画（「にぎわいと活力あふれるまち 元気都市・かごしま」を目指す人材育成・雇用創出事業）	地域雇用創造計画（鹿児島市地域雇用創造計画）										
区域	3 地域再生計画の区域 鹿児島市の全域	1 自発雇用創出地域の区域 鹿児島県鹿児島市										
指標（目標値）	4 地域再生計画の目標 (1)・(2) (略) (3) 目標 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>表 1 新パッケージ事業における雇用創出人数 (単位：人)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用創出人数</td> <td>116</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>516</td> </tr> </tbody> </table>		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	合 計	雇用創出人数	116	200	200	516	III 地域雇用開発の目標に関する事項 1 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出 (1) アウトプット指標 (略) (2) アウトカム指標 ① 平成 20 年度 116 人 (常雇 97 人、常雇以外 9 人、創業者 10 人) ② 平成 21 年度 200 人 (常雇 168 人、常雇以外 17 人、創業者 15 人) ③ 平成 22 年度 200 人 (常雇 168 人、常雇以外 17 人、創業者 15 人) 合 計 516 人 (常雇 433 人、常雇以外 43 人、創業者 40 人)
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	合 計								
雇用創出人数	116	200	200	516								
事業	5 目標を達成するために行う事業 5-1・5-2 (略) 5-3 その他の事業 5-3-1 地域雇用創造推進事業 (B0902) (1) 雇用拡大メニュー ① IT技術者雇用拡大支援事業〔情報関連産業〕 (2) 人材育成メニュー ① IT技術者養成事業〔情報関連産業〕 ② オペレーター人材育成事業〔コールセンター〕	VI 雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創出地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項 1 地域雇用開発の促進のための措置 (1) まちづくり交付金の活用実施 <u>インキュベーション・マネージャーの溜員など、創業開もな</u> <u>い企業等の成長の支援や新規創業の促進の取組を強化し、新た</u> <u>な雇用や中心市街地のにぎ、わいの創出、本地域経済の活性化</u> <u>を図る。</u>										

	<p>③ 観光業の魅力発見塾開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>④ 「食」関連分野起業化セミナー開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(3) 就職促進メニュー</p> <p>① 合同就職面接会開催事業〔共通〕</p> <p>② 情報発信事業〔共通〕</p> <p>5-3-2 独自の取組</p> <p>(1) ソフトプラザがごしま管理運営事業〔情報関連産業〕</p> <p>(2) 中小企業情報化促進事業〔情報関連産業〕</p> <p>(3) かごしまITビジネスフェア開催事業〔情報関連産業〕</p> <p>(4) 新規創業者等育成支援事業〔情報関連産業〕</p> <p>(5) 人材育成事業〔情報関連産業〕</p> <p>(6) 製造業アドバイザー派遣事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(7) 南国鹿児島県の物産と観光展開開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(8) 特産品宣伝事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(9) 特産品コンクール開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(10) 観光と特産品の情報ステーション運営事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(11) 鹿児島県新作観光土産品コンクール事業〔特産品をはじめ</p>	<p>(2) 地域雇用創出事業の活用</p> <p>① 雇用拡大メニュー（事業主を対象）</p> <p>ア IT技術者雇用拡大支援事業〔情報関連産業〕</p> <p>イ フード開発による雇用拡大事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>ウ ベストサービス実践による雇用拡大支援事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>② 人材育成メニュー（地域求職者等を対象）</p> <p>ア IT技術者養成事業〔情報関連産業〕</p> <p>イ オペレーター人材育成事業〔コールセンター〕</p> <p>ウ 観光業の魅力発見塾開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>エ 「食」関連分野起業化セミナー開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>③ 就職促進メニュー</p> <p>ア 合同就職面接会開催事業〔共通〕</p> <p>イ 情報発信事業〔共通〕</p> <p>2 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組</p> <p>(1) ソフトプラザがごしま管理運営事業〔情報関連産業〕</p> <p>(2) 中小企業情報化促進事業〔情報関連産業〕</p> <p>(3) かごしまITビジネスフェア開催事業〔情報関連産業〕</p> <p>(4) ソフトプラザがごしま入居者等支援事業〔情報関連産業〕</p> <p>(5) 人材育成事業〔情報関連産業〕</p> <p>(6) 製造業アドバイザー派遣事業〔特産品をはじめとする観光関</p>
--	---	--

	<p>はじめとする観光関連産業]</p> <p>(12) 特産品販路開拓推進事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(13) 新特産品創出支援事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(14) 特産品市場展開支援事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(15) 企業誘致推進事業〔共通〕</p> <p>(16) 創業塾〔共通〕</p> <p>(17) 中小企業資金融資事業〔共通〕</p> <p>(18) 新規開業支援利子補給金交付事業〔共通〕</p> <p>(19) 鹿児島市就職困難者等雇用促進助成事業〔共通〕</p>	<p>連産業]</p> <p>(7) 南国鹿児島島の物産と観光展開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(8) 特産品宣伝事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(9) 特産品コンクール開催事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(10) 観光と特産品の情報ステーション運営事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(11) 鹿児島県新作観光土産品コンクール事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(12) 特産品販路開拓推進事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(13) 新特産品創出支援事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(14) 特産品市場展開支援事業〔特産品をはじめとする観光関連産業〕</p> <p>(15) 企業誘致推進事業〔共通〕</p> <p>(16) 創業塾〔共通〕</p> <p>(17) 中小企業資金融資事業〔共通〕</p> <p>(18) 新規開業支援利子補給金交付事業〔共通〕</p> <p>(19) 鹿児島市就職困難者等雇用促進助成事業〔共通〕</p>
<p>計画期間</p>	<p>6 計画期間 地域再生計画認定の日から平成23年3月31日まで</p>	<p>VII 計画期間に関する事項 厚生労働大臣の同意を得た日から平成23年3月31日までとする。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 二つの計画で異なる点については下線を付している。

表 3-⑪ 地域再生計画と地域雇用創造計画を一体的に作成、運用した方が適切な計画のマネジメントが行われるとみられる例

区 分	主な事例	事例数
<p>地域再生計画と地域雇用創造計画で同じ指標と目標値を設定し、計画期間途中で当該目標値を変更しているにもかかわらず、地域再生計画の変更を行っていない例</p>	<p>地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）を活用して雇用対策事業を行う地域再生計画について、地域雇用創造計画で設定している地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）の事業利用件数及び雇用創出件数と同じ指標と目標値を設定しており、当該市は、地域再生計画の事後評価は地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）の実績報告で代替しているとしている。</p> <p>しかし、計画期間途中で事業利用件数の目標値を 2,936 人から 2,736 人に、雇用創出件数の目標値を 1,052 人から 945 人に変更し（注）、地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）の実績報告では、この変更した目標値を基に評価（事業利用件数 1,771 人、雇用創出件数 700 人）しているが、地域再生計画は変更されておらず、目標値を変更したことが認定を行った内閣府に申請・情報提供されていない。</p> <p>（注）地域雇用創造計画では、地域雇用推進事業（新パッケージ事業）に係る事業実施計画等で目標値を変更した場合には、同事業実施計画による変更後の目標値を本計画の目標値とみなす旨の規定を定めており、本事例では、計画期間途中で事業実施計画等で目標値を変更している。この場合、地域雇用創造計画の変更に係る厚生労働大臣への同意の求めの手續は不要であるため、計画の同意の前に行う内閣府への協議も発生しない。</p>	2
<p>国の支援措置に関連する事業の評価のみを行い、支援を受けていない取組も含めた地域再生計画全体の評価を実施していない例</p>	<p>地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）を活用して雇用対策事業を行う地域再生計画について、地域再生計画の指標として、地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）による就職者数（目標値 1,013 人）のほか、国の支援措置を受けない市の独自事業による就職者数（目標値 2,000 人）を設定している。</p> <p>しかし、地域再生計画の認定後は、地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）の実績報告により、地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）による就職者数のみ評価を行っており（評価値 1,092 人）、市の独自事業による就職者数は評価値を測定しておらず、地域再生計画の事後評価として適切なものとなっていない。</p>	3

（注） 当省の調査結果による。